

事業概要

令和6年度版

和歌山県東牟婁振興局健康福祉部串本支所

和歌山県新宮保健所串本支所

〒649-4122

和歌山県東牟婁郡串本町西向193

TEL (0735)72-0525番

FAX (0735)72-2739番

目 次

総 括

- 1 管内の概要 ----- p 1～2
 - (1) 管内の概況
 - (2) 管内市町村の面積・世帯数・人口
 - (3) 性・年齢階級別人口構成
- 2 支所の概要 ----- p 3～5
 - (1) 所在地
 - (2) 沿革
 - (3) 組織機構及び所掌事務
 - (4) 職員の配置状況
 - (5) 定期開設相談等事業
- 3 歴代保健所長一覧 ----- p 6

人 口 動 態

- 1 人口動態統計 ----- p 7～15
 - (1) 人口動態（実数）
 - (2) 人口動態（率）
 - (3) 出生率・死亡率・主要死因別死亡率年次推移
 - (4) 選択死因別死亡数・死亡率（人口 10 万対）
 - (5) 悪性新生物部位別死亡者数
 - (6) 主要死因別標準化死亡比（SMR）

地 域 福 祉 課

- 1 障害福祉 ----- p 15～20
 - (1) 障害福祉サービス等
 - (2) 知的障害者（児）
 - (3) 身体障害者
 - (4) 特別障害者手当等
 - (5) 障害者等用駐車区画利用証制度
 - (6) あいサポート運動
 - (7) 手話通訳設置
- 2 児童福祉 ----- p 21
 - (1) 母子保護の実施
 - (2) 助産施設への入所
 - (3) 里親制度
 - (4) 保育所等の状況

3 母子・父子・寡婦福祉 -----	p 22～23
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付	
(2) 自立支援教育訓練給付金等受給及び高等職業訓練促進資金貸付	
(3) 児童扶養手当	
(4) ひとり親家庭特別相談事業相談者数	
(5) 日常生活支援事業支援員登録数	
(6) 日常生活支援事業利用登録数	
(7) 母子・父子自立支援プログラム策定事業見守り支援員登録数	
(8) 母子・父子自立支援プログラム策定事業利用登録数	

4 老人福祉 -----	p 24～25
(1) 管内における高齢化の状況	
(2) 老人の生活状況	
(3) 在宅福祉サービスの状況	

5 介護保険制度 -----	p 26～28
(1) 要介護・要支援認定者数	
(2) 介護保険サービス整備状況	
(3) 介護保険サービス利用状況	
(4) 医療と介護の連携	

6 生活保護 -----	p 29～30
(1) 管内生活保護状況	
(2) 被保護世帯・人員及び保護率	
(3) 町別被保護世帯・人員及び保護率	
(4) 世帯類型の状況	
(5) 就労支援員及び自立支援相談員の活動	

保健環境課

1 医療関係業態一覧 -----	p 31～32
(1) 医療関係施設	
(2) 病院病床別患者数	
(3) 医療関係従事者数	
(4) 病院一覧	
(5) 救急告示医療機関の現況	

2 病院立入り検査 -----	p 32
------------------------	------

3 結核対策 -----	p 33～37
(1) 結核予防	
(2) 結核患者管理	

4 感染症対策 -----	p 38～42
(1) 感染症法に基づき医療機関から届出のあった感染症	
(2) 積極的疫学調査	
(3) 感染症発生動向調査事業	

(4) 赤痢保菌者検索	
(5) 肝炎治療特別促進事業の申請状況	
(6) エイズ予防対策	
(7) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等発生状況	
(8) 検疫	
5 健康相談（クリニック）	p 43
6 臨床検査	p 43
7 健康増進	p 44～47
(1) 栄養・運動指導	
(2) 給食施設等指導	
(3) 免許関係	
(4) 食生活改善推進協議会	
(5) 防煙・喫煙対策	
(6) 保健所実習（栄養士）実施状況	
(7) 管内市町村栄養士等研修会	
(8) 健康長寿のための地域・職域連携事業	
(9) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業	
8 母子保健対策	p 48～54
(1) 思春期保健事業	
(2) 乳幼児発達・療育相談指導事業	
(3) 子どもの事故予防対策事業	
(4) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	
(5) 不妊治療対策	
(6) 管内母子保健関係資料	
9 精神保健福祉	p 55～57
(1) 精神保健指定医による診察	
(2) 障害者自立支援医療受給者数	
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(4) 精神保健福祉に関する相談	
(5) 精神保健福祉地域啓発事業	
10 難病対策	p 58～61
(1) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	
(2) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業	
(3) 療養支援事業	
11 原子爆弾被爆者対策	p 62～63
(1) 被爆者健康手帳等の交付	
(2) 医療の給付	
(3) 被爆者健康診断の実施	
(4) 手当等の支給	
12 保健師活動	p64
(1) 保健師配置状況	
(2) 公衆衛生研究会	

(3) 看護学生等実習指導	
1 3 薬事 -----	p 65～66
(1) 薬事関係	
(2) 毒物劇物、麻薬及び向精神薬関係	
(3) 薬物乱用防止啓発事業及び不正大麻・けし撲滅運動関係	
(4) 献血推進事業	
(5) 骨髄バンク推進事業	
1 4 食品衛生 -----	p 67～68
(1) 食品衛生関係許可件数、営業届出施設数	
(2) フグ処理施設届出状況	
(3) 食中毒発生状況	
(4) 食品関係営業者衛生講習会	
(5) 食品表示に係る相談	
1 5 狂犬病予防及び動物愛護管理 -----	p 69～70
(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の推移	
(2) 苦情・相談件数	
(3) 動物の収容及び措置状況	
(4) 動物取扱業登録施設	
(5) 地域猫支援状況	
1 6 生活衛生 -----	p 71～72
(1) 生活衛生関係施設数	
(2) 温泉状況	
(3) 水道関係	
1 7 生活環境整備 -----	p 73～74
(1) し尿処理施設	
(2) 浄化槽	
(3) ごみ処理施設	
(4) 産業廃棄物	
(5) 一般廃棄物の排出及び処理の状況	
1 8 公害 -----	p 75
(1) 公害苦情件数の推移	
(2) 公害苦情の内容と処理の状況	
1 9 自然公園 -----	p 76
(1) 目的	
(2) 自然公園許認可事務窓口	
(3) 自然公園許認可事務	
(4) 和歌山県自然公園指導員	
2 0 鳥獣保護管理 -----	p 77～78
(1) 鳥獣保護区	
(2) 特定猟具（銃）使用禁止区域	
(3) 非狩猟鳥獣の捕獲及び飼養規制	
(4) 鳥獣保護管理員	
(5) 鳥獣害に対する県の体制	

総括

1 管内の概要

(1) 管内の概況

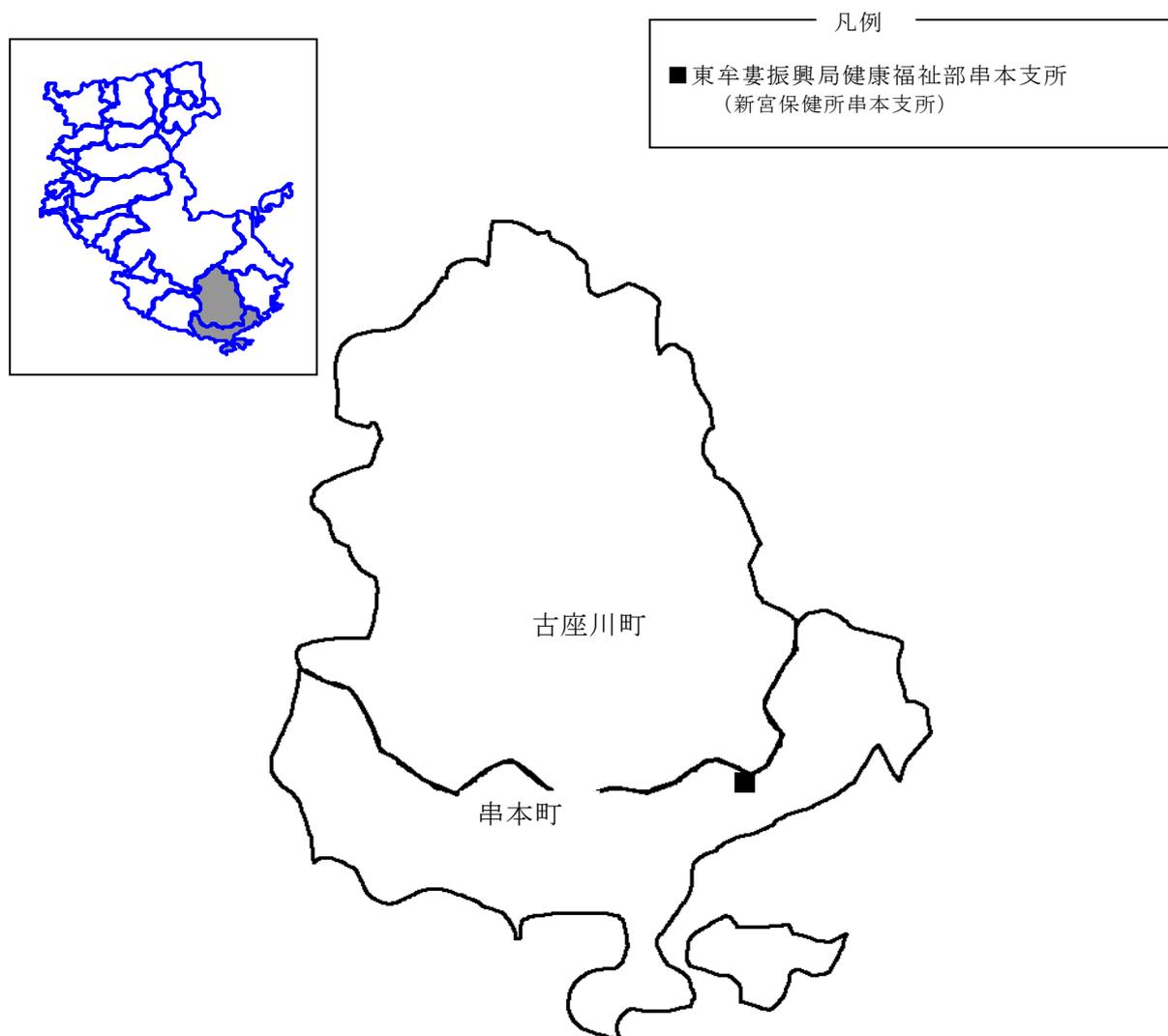
当支所は、和歌山県の南部に位置し、本州最南端の町「串本町」と、清流 古座川とユズの町「古座川町」の2町を管轄しています。北から紀伊山地の山並みが海岸まで迫り、南には広大な太平洋が広がる自然豊かな地域で、面積は429.90平方キロメートルです。

気候は温暖多雨であり、台風が発生して近畿地方に接近すると、串本地域の状況が報道されますので、その点では全国的に有名な地域でもあります。

潮岬を含む海岸部は吉野熊野国立公園に指定されており、平成17年には串本沿岸海域がラムサール条約に登録されています。また、国の天然記念物に指定されている串本町の「橋杭岩」や古座川町の「一枚岩」等々、自然の力が作り出した絶景が数多く存在し、平成26年8月には管内2町を含む周辺地域「南紀熊野」が日本ジオパークに認定され、豊かな自然を体感しようと、多くの観光客が当地を訪れています。

南部の海岸線沿いをJR紀勢線と国道42号が東西に走り、当地域の幹線となっています。また、高速道路が南進し都市圏とのアクセスがより便利になりつつあります。

管内の令和6年4月1日の人口は15,856人で、近年は人口減少が続いており、古座川町は高齢化率が54.4%(令和6年1月1日現在)で、少子高齢化が県内で最も進んでいます。



(2) 管内市町村の面積・世帯数・人口

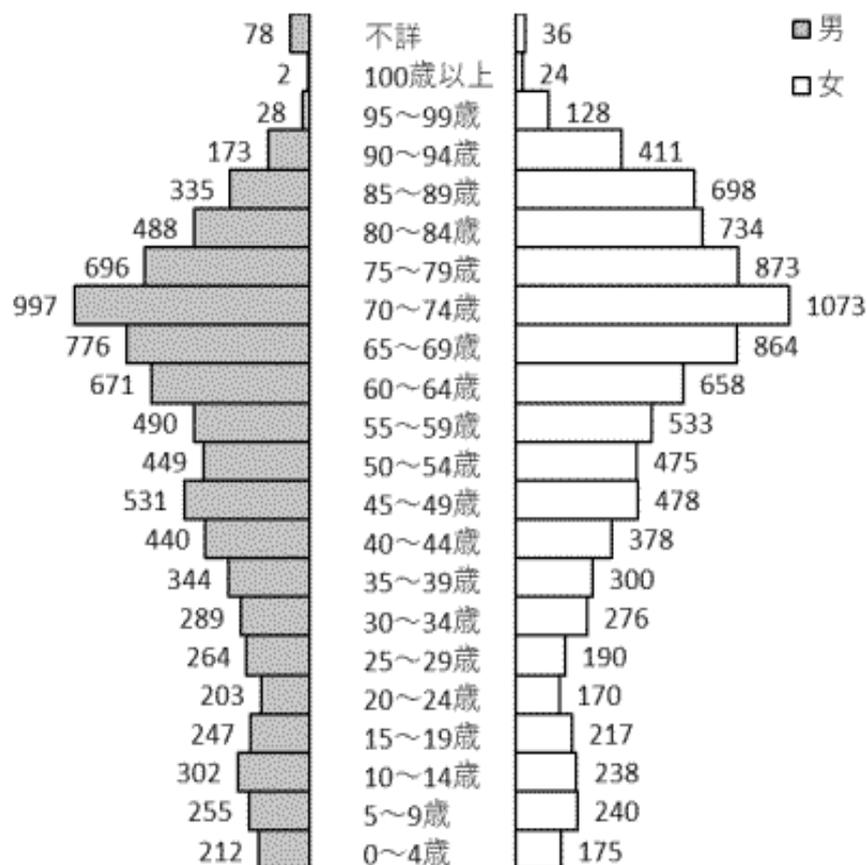
(令和6年4月1日現在)

町名	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口			人口密度 1k ² 当り
			総数	男	女	
計	429.90	8,100	15,856	7,569	8,287	36.88
古座川町	294.23	1,191	2,239	1,036	1,203	7.61
串本町	135.67	6,909	13,617	6,533	7,084	100.36

※調査統計課ホームページ 毎月推計人口より

(3) 性・年齢階級別人口構成 (2020年国勢調査より)

2020年国勢調査人口総数(支所管内) 17,439人



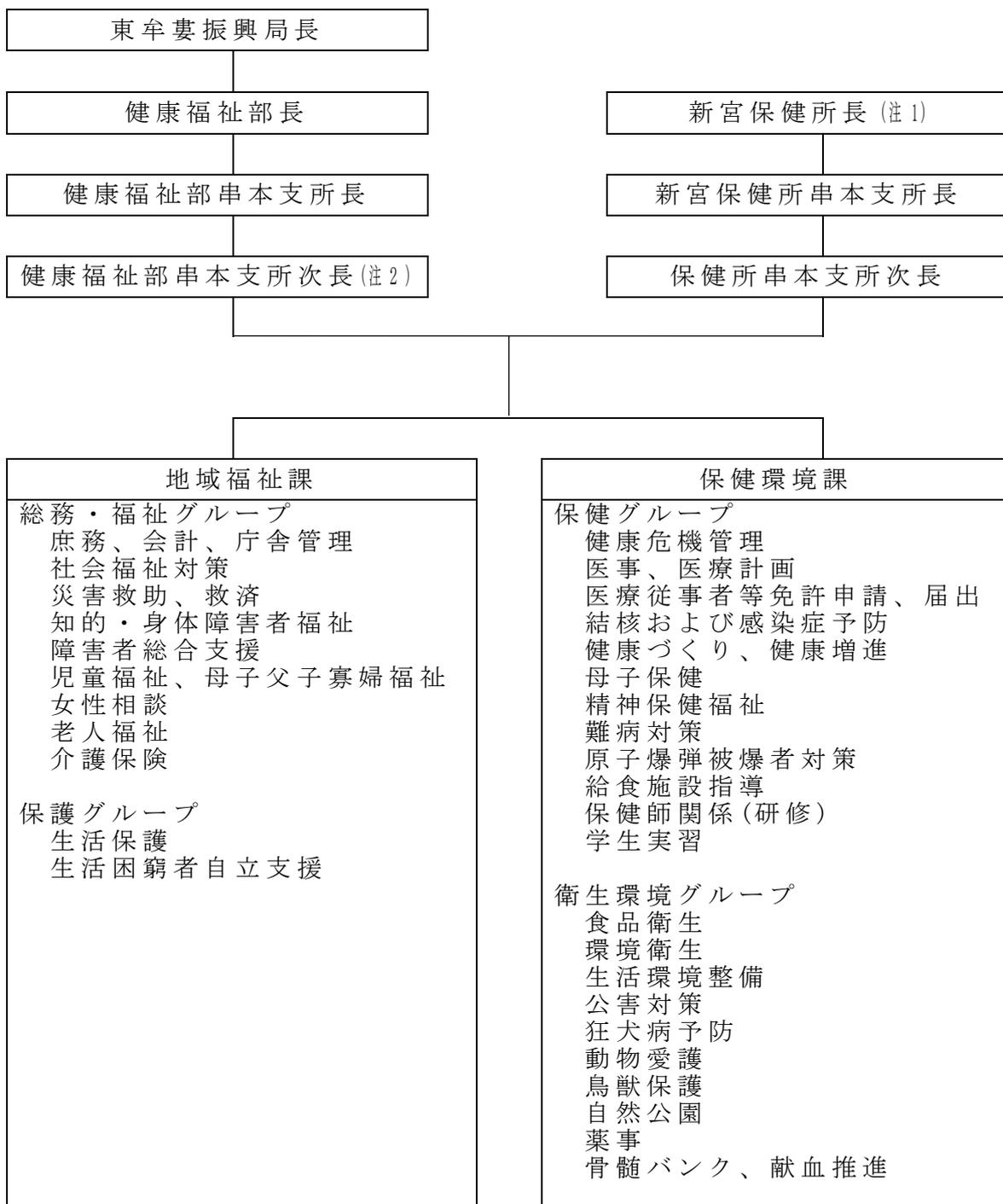
2 支所の概要

(1) 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町西向 193 番地

(2) 沿革

- 昭和 23 年 8 月 1 日 東牟婁郡高池町（現古座川町）に高池保健所を設置。
東西両牟婁郡 18 ヲ町村を所管する。
- 昭和 27 年 3 月 31 日 東牟婁郡西向町 193 番地へ新築移転し、西向保健所と改称。
- 昭和 31 年 3 月 31 日 東牟婁郡古座町合併により古座保健所と改称。
東牟婁郡 2 町西牟婁郡 2 町を所管する。
- 平成 2 年 3 月 31 日 同所に新庁舎が竣工。
- 平成 9 年 4 月 1 日 機構改革により、庁舎内に東牟婁福祉事務所古座支所が併設になる。
- 平成 10 年 4 月 1 日 機構改革により、東牟婁振興局健康福祉部兼務となる。
- 平成 12 年 4 月 1 日 組織改正により、古座保健所が新宮保健所古座支所に、
東牟婁福祉事務所古座支所が東牟婁振興局健康福祉部古座支所となる。
所管区域を西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町、古座川町に変更。
- 平成 17 年 4 月 1 日 串本町と古座町の合併による組織改正により新宮保健所串本支所・東牟婁振興局健康福祉部串本支所と改称。
東牟婁郡串本町と古座川町を所管する。
- 平成 21 年 4 月 1 日 組織改正により地域福祉課と保健環境課の 2 課に変更。

(3) 組織機構および所掌事務 (令和6年4月1日現在)



* 注1 新宮保健所長が健康福祉部串本支所長及び新宮保健所串本支所長を兼務

* 注2 健康福祉部串本支所次長が新宮保健所串本支所次長を兼務

(4) 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

職種 \ 課別	計	支所長	次長	地域福祉課	保健環境課
合計	26	1	1	12	12
医師	1	1	—	—	—
事務職員	12	—	1	11	0
診療放射線技師	1	—	—	—	1
臨床検査技師	1	—	—	—	1
化学職技師	1	—	—	—	1
栄養士	1	—	—	—	1
獣医師	1	—	—	—	1
薬剤師	2	—	—	—	2
保健師	5	—	—	1	4
動物保護指導員	1	—	—	—	1

非常勤職員

合計	4	—	—	2	2
就労支援員	1	—	—	1	—
自立支援相談員	0	—	—	0	—
事務補助職員	2	—	—	1	1
環境監視員	1	—	—	—	1

※手話通訳士は、令和2年度以降欠員となっている。

(5) 定期開設相談等事業

① 相談事業（原則予約制）

1) 一般健康相談（クリニック）、エイズ相談検査、骨髄バンク登録
毎月第1火曜日（受付）10時00分～

2) こころの健康相談
毎月第3金曜日 15時00分～

② 赤痢等保菌者検索（検便）（受付日を変更する場合あり）
毎月第1、第3火曜日 受付（9時30分～10時30分）

③ 感染症の診査に関する協議会結核部会
毎月第2、第4木曜日（14時00分～）田辺保健所

3 歴代保健所長一覧

氏名	在任期間
熊野誠治	昭和23年8月1日～昭和27年8月31日
尾崎権一郎	兼務 昭和27年9月1日～昭和28年1月24日
前山武夫	昭和28年1月25日～昭和31年5月22日
丸山正雄	昭和31年5月23日～昭和33年3月31日
下坂国雄	昭和33年4月1日～昭和37年10月31日
山本豊治	昭和37年11月1日～昭和43年4月30日
下坂国雄	兼務 昭和43年5月1日～昭和45年3月31日
山田 實	昭和45年4月1日～昭和55年5月31日
仲 省三	兼務 昭和55年6月1日～昭和58年3月31日
神木照雄	兼務 昭和58年4月1日～昭和59年3月31日
三觜文雄	兼務 昭和59年4月1日～昭和59年5月31日
本間 泉	兼務 昭和59年6月1日～昭和62年4月30日
塩崎登美子	兼務 昭和62年5月1日～昭和62年5月31日
吉井民子	昭和62年6月1日～平成3年3月31日
堀 忠夫	平成3年4月1日～平成6年5月15日
加藤誠実	兼務 平成6年5月16日～平成6年9月30日
野尻孝子	兼務 平成6年10月1日～平成7年3月31日
庄司国史	兼務 平成7年4月1日～平成7年5月31日
田口誠一郎	平成7年6月1日～平成10年3月31日
杉田 潔	平成10年4月1日～平成12年3月31日
森岡聖次	平成12年4月1日～平成15年3月31日
庄司国史	兼務 平成15年4月1日～平成17年3月31日
松本政信	兼務 平成17年4月1日～平成19年3月31日
松田信治	兼務 平成19年4月1日～平成23年3月31日
鈴木滋生	兼務 平成23年4月1日～平成25年3月31日
雑賀博子	兼務 平成25年4月1日～平成29年3月31日
形部裕昭	兼務 平成29年4月1日～平成31年3月31日
池田和功	兼務 平成31年4月1日～令和3年3月31日
和田安彦	兼務 令和3年4月1日～現在に至る

人口動態

1 人口動態統計

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象についてその実態を明らかにするために、各届出書によって作成された人口動態調査票をとりまとめたものである。

届出書は、出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程」により、市町村に届けられるものである。調査票は、市区町村で作成され、保健所・都道府県を經由して厚生労働省に提出される。これらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

人口動態中の率は下記による。

$$\text{○出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{年間事件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{○死産率（自然死産率・人口死産率）} = \frac{\text{死産（自然＋人工）数}}{\text{出産（出産＋死産）数}} \times 1,000$$

$$\begin{aligned} \text{○乳幼児死亡率（新生児死亡率・早期新生児死亡率）} \\ = \frac{\text{乳児（新生児・早期新生児）死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000 \end{aligned}$$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週（28日）未満の死亡、早期新生児死亡とは生後1週（7日）未満の死亡をいう。

$$\text{○周産期死亡率} = \frac{\text{妊婦満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数}}{\text{出産（出産数＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

周産期死亡とは妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。

(1) 人口動態 (実数)

区 分	年 次	出 生			死 亡			乳 児 死 亡		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
全国	H30	918,400	470,851	447,549	1,362,470	699,138	663,332	1,748	932	816
	R1	865,239	443,430	421,809	1,381,093	707,421	673,672	1,654	892	762
	R2	840,835	430,713	410,122	1,372,755	706,834	665,921	1,512	800	712
	R3	811,622	415,903	395,719	1,439,856	738,141	701,715	1,399	762	637
	R4	770,759	395,257	375,502	1,569,050	799,420	769,630	1,356	735	621
県	H30	6,070	3,122	2,948	13,062	6,502	6,560	10	7	3
	R1	5,869	3,030	2,839	12,837	6,374	6,463	7	1	6
	R2	5,732	2,933	2,799	12,610	6,242	6,368	8	3	5
	R3	5,514	2,854	2,660	4,596	2,266	2,330	4	2	2
	R4	5,238	2,686	2,552	14,308	7,085	7,223	9	6	3
管内	H30	73	36	37	378	183	195	-	-	-
	R1	70	40	30	385	210	175	-	-	-
	R2	73	42	31	375	190	185	-	-	-
	R3	54	29	25	375	177	198	2	1	1
	R4	49	30	19	429	207	222	-	-	-
古座川町	H30	13	6	7	62	30	32	-	-	-
	R1	6	4	2	75	43	32	-	-	-
	R2	8	6	2	71	35	36	-	-	-
	R3	5	3	2	63	35	28	-	-	-
	R4	6	4	2	80	37	43	-	-	-
串本町	H30	60	30	30	316	153	163	-	-	-
	R1	64	36	28	310	167	143	-	-	-
	R2	65	36	29	304	155	149	-	-	-
	R3	49	26	23	312	142	170	2	1	1
	R4	43	26	17	349	170	179	-	-	-

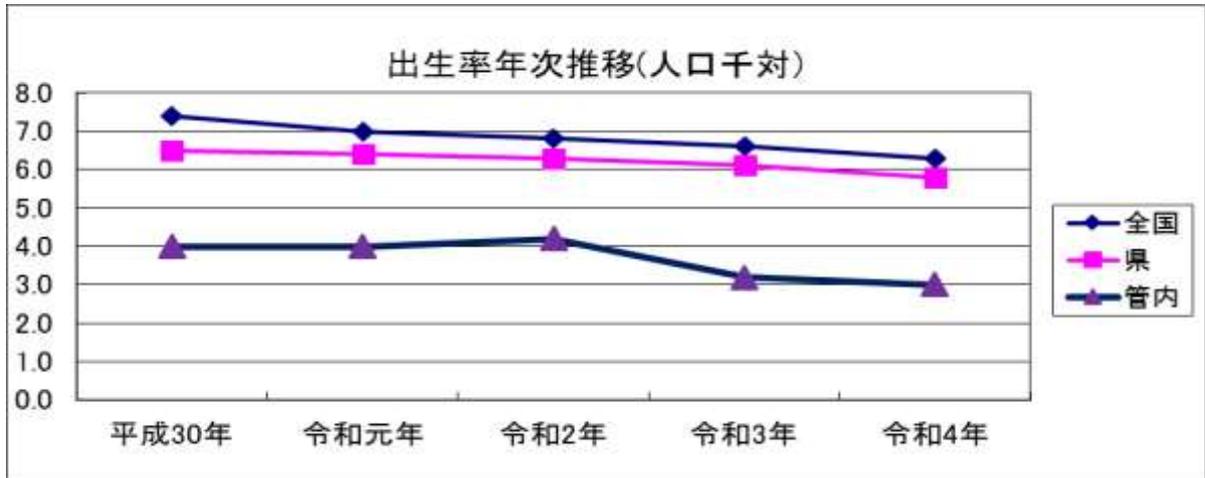
新生児死亡	死産			周産期死亡			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	総数	自然	人工	総数	妊娠満22週 以後の死産		
801	19,614	9,252	10,362	2,999	2,385	614	586,481	208,333
755	19,454	8,997	10,457	2,955	2,377	578	599,007	208,496
704	17,278	8,188	9,090	2,664	2,112	552	525,507	193,253
506	16,277	8,082	8,195	2,741	2,235	506	501,138	184,384
609	15,179	7,391	7,788	2,527	2,061	466	504,930	179,099
5	125	58	67	17	15	2	3,785	1,686
2	124	44	80	14	13	1	3,860	1,595
2	111	45	66	20	18	2	3,527	1,529
2	91	39	52	12	9	3	3,264	1,442
3	112	59	53	23	20	3	3,193	1,386
-	-	-	-	-	-	-	52	31
-	-	-	-	-	-	-	46	22
-	-	-	-	-	-	-	46	30
1	-	-	-	1	-	1	38	33
-	1	-	1	-	-	-	36	27
-	-	-	-	-	-	-	2	5
-	-	-	-	-	-	-	6	3
-	-	-	-	-	-	-	5	3
-	-	-	-	-	-	-	2	4
-	1	-	1	-	-	-	8	4
-	-	-	-	-	-	-	50	26
-	-	-	-	-	-	-	40	19
-	-	-	-	-	-	-	41	27
1	-	-	-	1	-	1	36	29
-	-	-	-	-	-	-	28	23

(2) 人口動態(率)

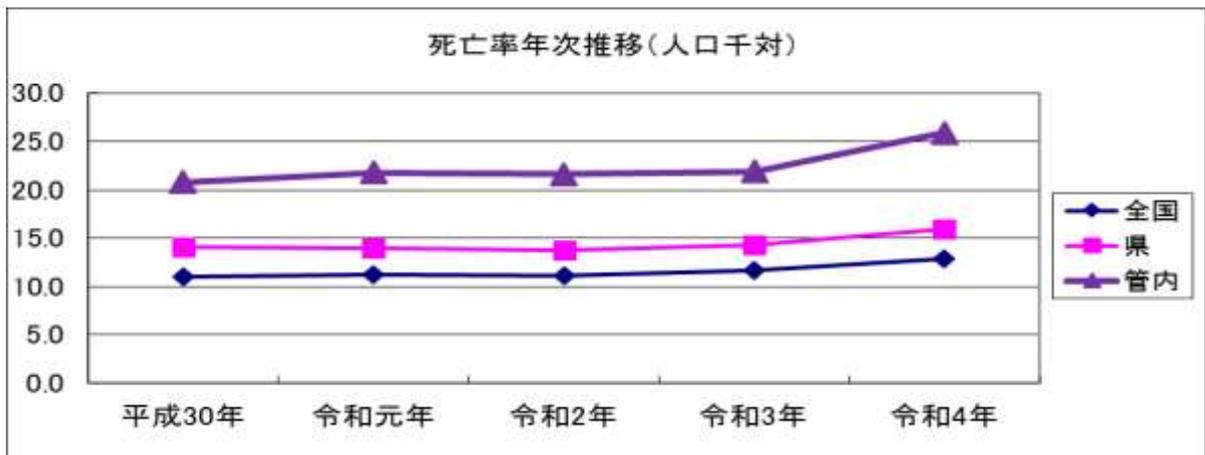
区分	年次	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	死産率	死産の内訳		周産期死亡率 (出産千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
							自然死産率	人工死産率			
						(出産千対)					
全国	H30	7.4	11.0	1.9	0.9	20.9	9.9	11.0	3.3	4.7	1.68
	R1	7.0	11.2	1.9	0.9	22.0	10.2	11.8	3.4	4.8	1.69
	R2	6.8	11.1	1.8	0.8	20.1	9.5	10.6	3.2	4.3	1.57
	R3	6.6	11.7	1.7	0.6	19.7	9.8	9.9	3.4	4.1	1.50
	R4	6.3	12.9	1.8	0.8	19.3	9.4	9.9	3.3	4.1	1.50
県	H30	6.5	14.1	1.6	0.8	20.2	9.4	10.8	2.8	4.1	1.81
	R1	6.4	14.0	1.2	0.3	20.7	7.3	13.3	2.4	4.2	1.74
	R2	6.3	13.8	1.4	0.3	19.0	7.7	11.3	3.5	3.8	1.67
	R3	6.1	14.3	2.7	0.7	16.2	7.0	9.3	2.2	3.6	1.59
	R4	5.8	16.0	1.7	0.6	20.9	11.0	9.9	4.4	3.6	1.50
管内	H30	4.0	20.8	-	-	-	-	-	-	2.9	1.71
	R1	4.0	21.8	-	-	-	-	-	-	2.6	1.25
	R2	4.2	21.6	-	-	-	-	-	-	2.6	1.73
	R3	3.2	21.9	37.0	18.5	-	-	-	18.5	2.2	1.93
	R4	3.0	25.9	-	-	20.0	-	20.0	-	2.2	1.60
古座川町	H30	4.9	23.5	-	-	-	-	-	-	0.8	1.89
	R1	2.4	29.5	-	-	-	-	-	-	2.4	1.18
	R2	3.2	28.8	-	-	-	-	-	-	2.0	1.22
	R3	2.1	25.9	-	-	-	-	-	-	0.8	1.64
	R4	2.5	34.0	-	-	142.9	-	142.9	-	3.4	1.70
串本町	H30	3.9	20.4	-	-	-	-	-	-	3.2	1.68
	R1	4.2	20.5	-	-	-	-	-	-	2.7	1.26
	R2	4.4	20.4	-	-	-	-	-	-	2.8	1.81
	R3	3.3	21.3	40.8	20.4	-	-	-	20.4	2.5	1.98
	R4	3.0	24.5	-	-	-	-	-	-	2.0	1.60

(3) 出生率・死亡率・主要死因別死亡率年次推移

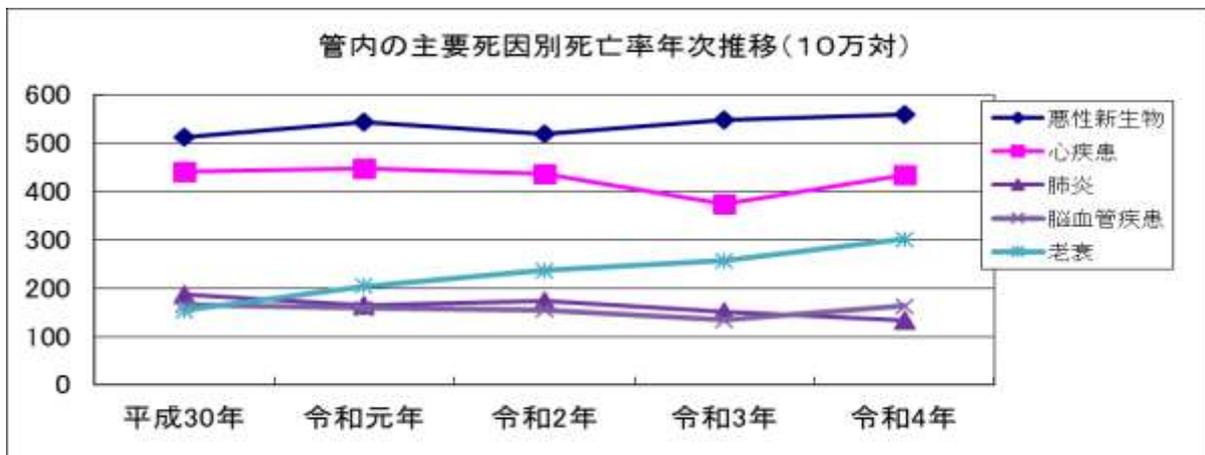
・管内の出生率は、人口千対6未満で推移し、全国・県に比べ低い。



・管内の死亡率は、人口千対20以上となり、全国・県に比べ高い。



・管内の主要死因別死亡率は、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順になっている。



(4) 選択死因別死亡数・死亡率（人口）10万対

区分	年次	全死因		結核		悪性新生物		糖尿病		高血圧性疾患		心疾患		脳血管疾患		大動脈瘤及び解離	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全国	H30	1,362,470	1096.8	2,204	1.8	373,584	300.7	14,181	11.4	9,581	7.7	208,221	167.6	108,186	87.1	18,803	15.1
	R1	1,381,093	1,116.2	2,087	1.7	376,425	304.2	13,846	11.2	9,549	7.7	207,714	167.9	106,552	86.1	18,830	15.2
	R2	1,372,755	11,125.0	1,909	1.5	378,385	306.6	13,902	11.3	10,003	8.1	205,596	166.6	102,978	83.5	18,795	15.2
	R3	1,439,856	1,172.7	1,845	1.5	381,505	310.7	14,356	11.7	10,223	8.3	214,710	174.9	104,595	85.2	19,351	15.8
	R4	1,569,050	1,285.8	1,664	1.4	385,797	316.1	15,927	13.1	11,665	9.6	232,964	190.9	107,481	88.1	19,987	16.4
県	H30	13,062	1406.0	24	2.6	3,319	357.3	120	12.9	61	6.6	2,250	242.2	835	89.9	147	15.8
	R1	12,837	1,398.4	20	2.2	3,305	360.0	111	12.1	52	5.7	2,278	248.1	795	86.6	144	15.7
	R2	12,610	1,376.4	17	1.9	3,296	359.8	89	9.7	58	6.3	2,094	228.6	808	88.2	159	17.4
	R3	12,930	1,425.6	11	1.2	3,297	363.5	113	12.5	60	6.6	2,080	229.3	774	85.3	166	18.3
	R4	14,308	1,596.9	12	1.3	3,341	372.9	118	13.2	76	8.5	2,277	254.1	859	95.9	148	16.5
管内	H30	378	2083.4	-	-	93	512.6	6	33.1	1	5.5	80	440.9	30	165.4	3	16.5
	R1	385	2,182.7	-	-	96	544.2	3	17.0	3	17.0	79	447.9	28	158.7	6	34.0
	R2	375	2,159.5	-	-	90	518.3	2	11.5	1	5.8	76	437.7	27	155.5	5	28.8
	R3	375	2,190.8	-	-	94	549.2	4	23.4	-	-	64	373.9	23	134.4	3	17.5
	R4	429	2,585.4	1	6.0	93	560.5	6	36.2	3	18.1	72	433.9	27	162.7	7	42.2
古座川町	H30	62	2348.5	-	-	17	643.9	1	37.9	1	37.9	12	454.5	7	265.2	-	-
	R1	75	2,945.8	-	-	9	353.5	1	39.3	-	-	15	589.2	7	274.9	-	-
	R2	71	2,876.8	-	-	13	526.7	1	40.5	1	40.5	17	688.8	5	202.6	1	40.5
	R3	63	2,587.3	-	-	18	739.2	-	-	-	-	10	410.7	3	123.2	-	-
	R4	80	3,397.0	-	-	15	636.9	1	42.5	-	-	16	679.4	4	169.9	1	42.5
串本町	H30	316	2038.3	-	-	76	490.2	5	32.3	-	-	68	438.6	23	148.4	3	19.4
	R1	310	2,053.9	-	-	87	576.4	2	13.3	3	19.9	64	424.0	21	139.1	6	39.8
	R2	304	2,040.7	-	-	77	516.9	1	6.7	-	-	59	396.1	22	147.7	4	26.9
	R3	312	2,125.1	-	-	76	517.6	4	27.2	-	-	54	367.8	20	136.2	3	20.4
	R4	349	2,451.2	1	7.0	78	547.8	5	35.1	3	21.1	56	393.3	23	161.5	6	42.1

肺炎		慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患		腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		その他の死因	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
94,661	76.2	18,577	15.0	1,617	1.3	17,275	13.9	26,081	21.0	109,605	88.2	41,238	33.2	20,031	16.1	298,625	240.4
95,518	77.2	17,836	14.4	1,481	1.2	17,273	14.0	26,644	21.5	121,863	98.5	39,184	31.7	19,425	15.7	306,866	248.0
78,450	63.6	16,125	13.1	1,158	0.9	17,688	14.3	26,948	21.8	132,440	107.3	38,133	30.9	20,243	16.4	310,002	251.2
73,194	59.6	16,384	13.3	1,038	0.8	18,017	14.7	28,688	23.4	152,027	123.8	38,355	31.2	20,291	16.5	345,277	281.2
74,013	60.7	16,676	13.7	1,004	0.8	18,896	15.5	30,739	25.2	179,529	147.1	43,420	35.6	21,252	17.4	408,036	334.4
998	107.4	225	24.2	16	1.7	186	20.0	263	28.3	1,236	133.0	425	45.7	197	21.2	2,760	297.1
996	108.5	195	21.2	16	1.7	136	14.8	298	32.5	1,357	147.8	399	43.5	160	17.4	2,575	280.5
812	88.6	164	17.9	11	1.2	162	17.7	288	31.4	1,476	161.1	357	39.0	151	16.5	2,668	291.2
713	78.6	148	16.3	8	0.9	142	15.7	290	32.0	1,620	178.6	428	47.2	186	20.5	2,894	319.1
759	84.7	161	18.0	8	0.9	162	18.1	339	37.8	1,968	219.6	435	48.5	176	19.6	3,469	387.2
34	187.4	7	38.6	1	5.5	6	33.1	10	55.1	28	154.3	9	49.6	5	27.6	65	358.3
29	164.4	3	17.0	2	11.3	5	28.3	5	28.3	36	204.1	9	51.0	8	45.4	73	413.9
30	172.8	3	17.3	3	17.3	5	28.8	9	51.8	41	236.1	12	69.1	2	11.5	69	397.4
26	151.9	5	29.2	-	-	6	35.1	4	23.4	44	257.1	22	128.5	4	23.4	76	444.0
22	132.6	5	30.1	-	-	1	6.0	15	90.4	50	301.3	8	48.2	5	30.1	114	687.0
4	151.5	2	75.8	-	-	1	37.9	2	75.8	7	265.2	-	-	1	37.9	7	265.2
8	314.2	1	39.3	-	-	-	-	1	39.3	9	353.5	4	157.1	2	78.6	18	707.0
4	162.1	2	81.0	1	40.5	2	81.0	2	81.0	6	243.1	3	121.6	1	40.5	12	486.2
5	205.3	-	-	-	-	-	-	1	41.1	11	451.7	4	164.3	-	-	11	451.7
5	212.3	-	-	-	-	-	-	6	254.8	8	339.7	-	-	1	42.5	23	976.6
30	193.5	5	32.3	1	6.5	5	32.3	8	51.6	21	135.5	9	58.1	4	25.8	58	374.1
21	139.1	2	13.3	2	13.3	5	33.1	4	26.5	27	178.9	5	33.1	6	39.8	55	364.4
26	174.5	1	6.7	2	13.4	3	20.1	7	47.0	35	234.9	9	60.4	1	6.7	57	382.6
21	143.0	5	34.1	-	-	6	40.9	3	20.4	33	224.8	18	122.6	4	27.2	65	442.7
17	119.4	5	35.1	-	-	1	7.0	9	63.2	42	295.0	8	56.2	4	28.1	91	639.1

(5) 悪性新生物部位別死亡者数

区分	年	総数	食道	胃	結腸	直腸等	肝等	胆のう等	膵	気管・肺	乳房	子宮	白血病	その他
管内	H30	93	1	9	11	3	8	2	10	18	2	2	2	25
	R1	96	1	15	15	1	12	3	14	16	2	-	3	14
	R2	90	-	9	7	3	4	2	10	27	2	4	5	17
	R3	94	6	18	9	1	10	4	9	19	-	1	-	17
	R4	93	1	7	16	4	2	4	7	25	1	-	1	25
古座川町	H30	17	-	1	2	-	2	-	3	3	1	1	-	4
	R1	9	-	2	2	-	-	-	-	2	-	-	2	1
	R2	13	-	2	2	1	2	-	2	2	-	1	-	1
	R3	18	1	7	3	-	-	1	1	-	-	1	-	4
	R4	15	1	1	5	1	-	-	1	3	-	-	-	3
串本町	H30	76	1	8	9	3	6	2	7	15	1	1	2	21
	R1	87	1	13	13	1	12	3	14	14	2	-	1	13
	R2	77	-	7	5	2	2	2	8	25	2	3	5	16
	R3	76	5	11	6	1	10	3	8	19	-	-	-	13
	R4	78	-	6	11	3	2	4	6	22	1	-	1	22

(6) 主要死因別標準化死亡比 (SMR)

古座川町では心疾患（男）、肺炎（男）、老衰（男）が高く、串本町では心疾患（男女）、肺炎（男女）が高くなっている。

平成 29 年～令和 3 年の 5 年間

		総死亡	悪性新 生物	心疾患	肺炎	脳血管 疾患	老衰
古座川町	男性	120.6	112.9	158.1	148.0	111.1	157.2
	女性	100.0	91.4	116.6	87.5	94.4	107.5
串本町	男性	110.8	105.4	138.7	145.0	113.2	110.8
	女性	102.6	96.8	131.1	146.1	78.4	95.0

和歌山県人口動態統計 死亡第 2 表より算出

標準化死亡比・・・性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を 100 倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。標準化死亡比が 100 より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100 より小さい場合、全国より低いと判断される。（人口動態統計特殊報告、用語の解説等より）

人口の少ない市町村の場合、又は稀な疾患の場合、単年だと比較的大きな変動として表される。よって、過去 5 年分の人口と死亡の情報を用いることにより、単年の結果のみに影響されない値を算出している。

地域福祉課

1 障害福祉

(1) 障害福祉サービス等

① 障害者総合支援法に基づく指定事業所（令和6年3月31日現在）

ア 居宅介護

事業所名	所在地
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	古座川町川口 254-1
ヘルプセンターにしき園	串本町二色 160
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1
串本タクシー指定訪問介護事業所	串本町串本 1804
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4
訪問介護ステーション華	串本町西向 582-5
ケアホームやや	串本町串本 939

イ 重度訪問介護

事業所名	所在地
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	古座川町川口 254-1
ヘルプセンターにしき園	串本町二色 160
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4
訪問介護ステーション華	串本町西向 582-5
ケアホームやや	串本町串本 939

ウ 同行援護

事業所名	所在地
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700

エ 行動援護

事業所名	所在地
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700

オ 生活介護

事業所名	所在地
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237
生活介護事業所ふわり	串本町上野山 143-1

カ 短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地
ショートステイにしき園	串本町二色 160・165
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237

キ 施設入所支援

事業所名	所在地
古座あさかぜ園	串本町上田原 1237

ク 就労移行支援

事業所名	所在地
古座あさかぜ園	串本町西向 78-1

ケ 就労継続支援B型

事業所名	所在地
つばさ福祉会 エコ工房四季	串本町古座 1004
きらり福祉会 With	串本町串本 1323-5

コ 就労定着支援

事業所名	所在地
古座あさかぜ園	串本町西向 78-1

サ 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地
グループホームふわり なぎさの家 第2 なぎさの家 第3 なぎさの家 第4 なぎさの家 しおさいの家 第2 しおさいの家	串本町くじの川 1061-50 2F 串本町くじの川 1061-50 1F 右 串本町くじの川 1061-50 1F 中央 串本町くじの川 1061-50 1F 左 串本町サンゴ台 1060-45 串本町サンゴ台 1060-218
サンマリンハイツ サンマリンハイツ ミサキハイツ	串本町串本 2113-2 串本町潮岬 430-1
グループホーム のの	串本町二色 475-1

シ 指定一般相談支援事業所

事業所名	所在地
東牟婁圏域障害児者相談支援事業所 とも（地域移行支援・地域定着支援）	串本町田原 700

③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所（令和6年3月31日現在）

ア 児童発達支援

事業所名	所在地
児童デイサービス ふわり	串本町上野山 143-1
通園らっこ	串本町津荷 250-1

イ 放課後等デイサービス

事業所名	所在地
児童デイサービス ふわり	串本町上野山 143-1

(2) 知的障害者（児）

○ 療育手帳交付者数（令和6年3月31日現在）

	A1	A2	B1	B2	合計（人）
管内	37	43	64	103	247
古座川町	0	8	9	18	35
串本町	37	35	55	85	212

「A1・最重度」「A2・重度」「B1・中度」「B2・軽度」
出典：「令和5年度障害者手帳統計資料」 障害児者サポートセンター

3) 身体障害者

- 身体障害者手帳交付者数 障害区分別代表部位（令和6年3月31日現在）

部 位	件 数	古座川町	串本町
視覚障害	93	15	78
聴覚・平衡機能障害	129	37	92
音声・言語・咀嚼障害	18	6	12
肢体不自由	830	175	655
内部障害	412	83	329
合計	1482	316	1166

※ 重複障害の場合はそれぞれの障害にカウントされている。

(4) 特別障害者手当等

- 特別障害者手当等受給者数（令和6年3月31日現在）

手 当 区 分	受給者数（人）
特 別 障 害 者 手 当	10
障 害 児 福 祉 手 当	5
経 過 的 福 祉 手 当	1

(5) 障害者等用駐車区画利用証制度

障害のある方などのための駐車区画の適正利用のため、県が利用証を発行する制度が平成28年1月から開始、公共施設などの不特定多数の方が利用する施設の駐車場のうち、制度の対象として県に登録された障害者等用駐車区画（登録障害者等用駐車区画）が対象。

平成28年9月1日からは、古座川町・串本町の両町でも交付申請事務を開始している。

- 串本支所での障害者等用駐車区画利用証交付件数

年度	長期	短期
令和元年度	12	0
令和2年度	20	0
令和3年度	25	0
令和4年度	18	0
令和5年度	10	0

(6) あいサポート運動

和歌山県では、平成28年度から「あいサポート運動」への取り組みを開始し、「あいサポーター養成」、「あいサポート企業・団体の募集」及び「ヘルプマークの交付」を行っており、平成30年7月からは、古座川町・串本町の両町でも交付事務を開始している。

- 串本支所でのヘルプマーク交付件数

年度	内部障害	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	その他の身体障害	難病	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
令和2	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	6
令和3	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	4
令和4	4	1	0	0	0	6	0	0	0	0	7
令和5	1	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0

(7) 手話通訳設置

手話講習会

平成 29 年 12 月に和歌山県手話言語条例が施行に伴い、県では平成 30 年度から「県職員・市町村職員・事業所等職員向け手話講座」及び「はじめての手話講座」を開催している。

なお、従来より各振興局で開催している「スキルアップ講座」については、令和元年度から串本支所でも開催している。

○ 串本支所が開催した手話講習会の受講者数

年度	県職員・市町村職員 ・事業所等職員向け 手話講座	はじめての手話講座	スキルアップ講座
令和 3 年度	42		14
令和 4 年度	37		19
令和 5 年度	15	4	19

2 児童福祉

児童福祉法に基づいて、様々な問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや、保育所における保育サービス・障害児に対する在宅・施設サービス等が実施されている。

(1) 母子保護の実施（児童福祉法第23条）

母子生活支援施設入退所状況 (令和5年度)

前年度末入所世帯	入所世帯	退所世帯	当年度末入所世帯
1世帯	0世帯	0世帯	1世帯

(2) 助産施設への入所（児童福祉法第22条）

管内に入所施設なし。

(3) 里親制度（児童福祉法第6条の4）

里親には、養育里親、養子里親、親族里親、専門里親の4種がある。

(4) 保育所等の状況

① 幼保連携型認定こども園

(令和6年4月1日現在)

町名	施設名	定員	設置主体	延長保育
串本町	くしもとこども園	150	串本町	午後7時まで
	上野山こども園	110	(福)杉の子会	午後7時まで

② 認定こども園（幼稚園型）

(令和6年4月1日現在)

町名	施設名	定員	設置主体	延長保育
串本町	潮岬こども園	45	串本町	午後7時まで

③ 保育所

(令和6年4月1日現在)

町名	施設名	定員	設置主体	延長保育
古座川町	高池保育所	60	古座川町	午後6時30分まで

④ へき地保育所

(令和6年4月1日現在)

町名	施設名	定員	設置主体	延長保育
古座川町	三尾川保育所	30	古座川町	なし

3 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子寡婦福祉資金は、目的別に資金の貸付を行うが、母子家庭等の児童が高等学校、大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費等に利用できる修学資金の貸付が多い状況である。

なお、貸付には、上記資金のほか、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金がある。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付状況（令和5年度）

資金別	母子福祉資金				父子福祉資金				寡婦福祉資金			
	新規分		継続分		新規分		継続分		新規分		継続分	
	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)
修学	2	1928.8	2	2904.0	0	0	0	0	1	840.0	0	0
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得	1	549.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	2478.3	2	2904.0	0	0	0	0	1	840.0	0	0

(2) 自立支援教育訓練給付金等受給及び高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金は、看護師・准看護師の資格取得のための受給が多い。

○ 自立支援教育訓練給付金等受給及び高等職業訓練促進資金貸付状況（令和5年度）

給付金名	受給（借受）者数	取得資格
自立支援教育訓練給付金	0	
高等職業訓練促進給付金	2	保育士・准看護師
高等職業訓練修了支援給付金	0	
高等職業訓練促進資金貸付	2	保育士・准看護師

(3) 児童扶養手当

児童扶養手当の管内の受給者数は、ほぼ同数で推移している。

○ 支給者数（単位:人）

町別	令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和2年度末
古座川町	21	22	22	17
串本町	143	152	155	146
合計	164	174	177	163

(4) ひとり親家庭特別相談事業相談者数 (単位：人) -

町 別	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
古 座 川 町	0	0	0	0
串 本 町	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(5) 日常生活支援事業支援員登録数 (単位：人) (令和 6 年 3 月 31 日現在)

町 別	生活援助	子育て支援	備 考
古 座 川 町	1	0	
串 本 町	2	7	※生活援助の 2 名は子育ても兼務
合 計	3	7	

(6) 日常生活支援事業利用登録数 (単位：人)

町 別	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
古 座 川 町	0	0	0	0
串 本 町	1	1	2	2
合 計	1	1	2	2

(7) 母子・父子自立支援プログラム策定事業見守り支援員登録数
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

町 別	人 数
古 座 川 町	1
串 本 町	0
合 計	1

(8) 母子・父子自立支援プログラム策定事業利用登録数 (単位：人)

町 別	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
古 座 川 町	0	0	0	0
串 本 町	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 老人福祉

我が国では、急速な高齢化とともに介護問題が老後の最大の不安要因であり、わが国でも新しい高齢者介護システムとして、社会保険方式による「介護保険制度」が平成12年4月より開始された。本県では、全国平均を相当上回るペースで高齢化が進んでいる。

こうした超高齢化社会を目前に控え、高齢者が安心して暮らせるように、平成15年3月に策定した「わかやま長寿プラン2003」を皮切りに数度の改定を行い、令和6年3月には「わかやま長寿プラン2024」策定し、高齢者の保健・福祉の向上並びに介護保険制度の円滑な実施を図るための施策を推進している。

(1) 管内における高齢化の状況

当管内は、県下でも最も高齢化の進んだ地域であり、県下30市町村中、古座川町が65歳以上人口割合54.4%で県内第1位となっており、串本町が47.6%で県内第5位であり、下表のとおり年々高齢化は進行している。

(人口単位：人)

	令和6年1月1日現在			令和5年1月1日現在		
	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	(割合) (%)	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	(割合) (%)
県全体	913,297	307,028	(33.6)	924,469	308,293	(33.3)
管内計	16,660	8,089	(48.5)	17,161	8,255	(48.1)
古座川町	2,363	1,286	(54.4)	2,446	1,320	(54.0)
串本町	14,297	6,803	(47.6)	14,715	6,935	(47.1)

※ 和歌山県における高齢化の状況より引用

(2) 老人の生活状況

管内の65歳以上高齢者8,089人のうち、一人暮らしの高齢者は3,085人で、全体の38.1%を占めている。

(令和6年1月1日現在)

	65歳以上 老人数	在宅老人数		
		総数	一人暮らし	同居
管内計	8,089	7,700	3,085	4,615
古座川町	1,286	1,216	439	777
串本町	6,803	6,484	2,646	3,838

(3) 在宅福祉サービスの状況

これまで、高齢者の介護状態の進行を遅らせるための介護予防施策や、自立した生活を確保する為の生活支援施策の推進を図るため、市町村が実施主体である「介護予防・地域支援事業」を国・県の補助により行っていたが、平成18年4月より介護保険者（市町村）の自主性を拡大した「地域支援事業」に事業内容の大半を移管し、現在に至っている。

また、介護保険へ移行しなかった事業についても、三位一体の改革による一般財源化が図られており、市町村の自主性の向上を促している。

管内の生活支援ハウス（旧称：高齢者生活福祉センター）（令和6年3月31日現在）

施設名	定員	実施主体	認可年月日
古座川町高齢者生活福祉センター ささゆり	10	古座川町	平成10年10月1日

県単独補助事業実施状況

（令和6年3月31日現在）

事業名	古座川町	串本町
老人医療費補助事業	実施有り	実施無し
高齢者居宅改修補助事業	実績無し	実績無し

5 介護保険制度

我が国では、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により、世界でも例を見ないほどのスピードで高齢化が進んでおり、介護の問題が老後の主要な不安要因の一つとなっている。そこで、平成12年4月より、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられるよう、新しい高齢者介護システムとして社会保険方式による「介護保険制度」が開始された。

開始から6年経過した平成18年4月に介護予防や地域性を重視した大きな改正が行われ、介護保険によって提供されるサービスは、以下の4つに大別されるようになった。

- ① 在宅で生活することが困難な人が利用する施設サービス
- ② 在宅で暮らしている方に対して、可能な限り自立した生活を送れるよう支援する居宅サービス
- ③ 主に認知症の方を対象とし、暮らし慣れた地域で生活することを支える地域密着型サービス
- ④ 高齢者の方が要介護・要支援状態になることを未然に防止することを目的とする介護予防サービス、高齢者の権利の擁護などの包括的地域ケア、保険者の裁量による福祉サービスを包含する地域支援事業

なお、居宅サービスと地域密着型サービスには従前からあった介護給付に加えて、予防給付が新設され、要支援者に対して、状態の悪化防止や改善に主眼をおいたサービスが行われるようになった。

(1) 要介護・要支援認定者数

要支援または要介護の認定を受けている65歳以上の高齢者を要援護老人とすると、その数は、1,887人であり、管内の65歳以上人口に占める割合は23.3%を占め、65歳以上高齢者のおおよそ4人に1人が要援護老人の状態である。

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

	65歳以上人口	要援護老人割合 (%)	総計	要支援					要介護	
				要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
管内計	8,088	23.3	1,887	287	219	336	310	297	257	181
古座川町	1,285	25.3	325	63	37	79	43	48	37	18
串本町	6,803	23.0	1,562	224	182	257	267	249	220	163

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和6年3月31日現在分)より引用。

上表からは2号被保険者は除いている。

(2) 介護保険サービス整備状況

①施設サービス

ア) 介護老人保健施設

(令和6年3月31日現在)

施設名	所在地	定員
あじさい苑	古座川町	80

イ) 介護老人福祉施設 (令和6年3月31日現在)

施設名	所在地	定員
古座川園	古座川町	50
にしき園	串本町	70

ウ) 介護医療院 (令和6年3月31日現在)

施設名	所在地	定員
串本有田病院介護医療院	串本町	19
くしもと町立病院介護医療院	串本町	14

※介護保険施設には、このほか介護療養型医療施設があるが、管内には該当する施設はない。

②居宅サービス事業所数 (令和6年3月31日現在)

サービス名	合計	古座川町	串本町
	39	12	27
居宅介護支援	8	2	6
訪問介護	13	2	11
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	1	1	-
訪問看護・介護予防訪問看護	3	1	2
通所介護	4	-	4
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	1	1	-
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	1	1	-
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	5	2	3
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	1	1	0
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	-	-	-
特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	-	-	-
介護予防支援	2	1	1

* 保険医療機関のみなし指定を除く。

③地域密着型サービス事業所数 (令和6年3月31日現在)

サービス名	合計	古座川町	串本町
	5	1	4
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	2	1	1
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	1	0	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	0	2
地域密着型通所介護	6	2	4

地域密着型サービスにはこの他に以下のようなサービスが規定されている。

- 1) 夜間対応型訪問介護、2) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- 3) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(3) 介護保険サービス利用状況

①施設介護サービス受給者数

介護保険の給付による施設入所者は管内で 319 人、65 歳以上人口に占める割合は、3.9%である。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

	65 歳以上人口	施設入所者割合%	総計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
管内計	8,088	3.9	319	147	139	0	33
古座川町	1,285	5.1	65	31	33	0	1
串本町	6,803	3.7	254	116	106	0	32

②居宅介護（支援）サービス受給者数

居宅における介護保険サービスの受給者は、管内で 971 人（65 歳以上）である。65 歳以上人口に占める割合は、12.0%である。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

	65 歳以上人口	受給割合 (%)	総計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
				管内計	8,088	12.0	971	83	83	247
古座川町	1,285	12.6	162	28	14	56	25	23	13	3
串本町	6,803	11.9	809	55	69	191	210	154	83	47

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和 6 年 3 月 31 日現在分）より引用。
上表からは 2 号被保険者は除いている。

(4) 医療と介護の連携

高齢者が住み慣れた地域で、必要な医療や介護を受けながら自分らしい生活を続けられるように、医療と介護の関係者が連携を図るための取り組みを平成 23 年度から実施している。

【令和 5 年度の取り組み】

地域で暮らしている人々が病院での療養を終え退院した後、生活の場に戻った際でも、安心して日常生活を送り続けられるよう、病院とケアマネジャーとの間で連携マニュアルを策定・運用している。

また医療と介護におけるその他の取り組みとして、入退院支援ルールメンテナンス会議（平成 27 年 1 月 1 日から運用開始）や意見交換会を実施している。

6 生活保護

(1) 管内生活保護状況

当管内は紀伊半島南部に位置し、交通の不便な地域性等もあり、地場産業は少なく、新たな企業の進出もほとんどないため、就労先の確保が難しい状況である。このため、若者の転出が多く高齢者世帯が増加し、人口は年々減少している過疎地域である。

生活保護率の保護動向は、平成30年度から令和2年度にかけて減少したが、令和2年度からは横ばい状態にある。保護率は県内でも高い水準で推移している。

なお、傷病・障害者世帯の割合は、保護世帯の13.8%を占めている。また、高齢者世帯の割合は66.3%となっており、ひとり暮らしの高齢者の増加等により、高齢者世帯等における援助困難ケースは今後も増えるものと考えられ、介護サービスをはじめ福祉施策の充実など社会全般の対策が求められる。

(2) 被保護世帯・人員及び保護率

(注：保護率＝保護人員÷人口×1,000)

年 度	被保護者		保護率 (%)		
	世帯数	人 員	管内	和歌山県	全 国
平成26年度	329	429	21.26	15.57	17.1
平成27年度	345	448	22.65	15.99	17.1
平成28年度	334	434	22.39	16.11	16.9
平成29年度	341	444	23.38	16.15	16.7
平成30年度	331	429	23.15	16.10	16.6
令和元年度	317	400	22.05	15.90	16.4
令和2年度	308	381	20.99	15.89	16.4
令和3年度	307	380	21.27	15.86	16.3
令和4年度	286	355	21.03	15.84	16.2
令和5年度	284	346	20.85	16.03	16.3

※令和6年3月分被保護者調査による

(3) 町別被保護世帯・人員及び保護率

区 分		被保護世帯数	被保護人員	保護率 %
古 座 川 町	平成30年度	28	40	14.92
	令和元年度	27	38	14.39
	令和2年度	24	29	11.39
	令和3年度	27	34	13.78
	令和4年度	27	34	14.10
	令和5年度	27	33	14.01
串 本 町	平成30年度	303	389	24.54
	令和元年度	290	362	23.35
	令和2年度	284	352	23.32
	令和3年度	280	346	23.54
	令和4年度	259	321	22.19
	令和5年度	257	313	21.98

※令和6年3月分被保護者調査による

(4) 世帯類型の状況（構成比）

高齢者世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	母子世帯
187 (66.3%)	39 (13.8%)	52 (18.4%)	4 (1.4%)

※令和6年3月分被保護者調査による

(5) 就労支援員及び自立支援相談員の活動

就労支援員

	支援対象人員	就労開始人員	就労開始による生活 保護廃止世帯数	保護廃止 世帯人員
平成30年度	38	11	4	12
令和元年度	35	8	5	13
令和2年度	27	3	5	7
令和3年度	28	6	2	6
令和4年度	25	6	3	4
令和5年度	24	8	0	0

支援相談員

	延べ相談件数	相談実人員	困窮からの脱却人員	生活保護 適用件
平成30年度	285	41	2	12
令和元年度	69	27	1	9
令和2年度	202	146	1	18
令和3年度	149	105	4	16
令和4年度	39	33	1	5
令和5年度	36	21	1	3

※令和2年度から3年度は新型コロナ特例貸付制度による相談が増加した。

保健環境課

1 医療関係業態一覧

(1) 医療関係施設

(令和6年3月31日現在)

町別	病院					診療所					備考
	施設数	病床数				一般診療所			歯科診療所		
		計	一般	療養	精神	計	無床	有床			
							施設数	病床数			
総数	3	393	135	80	178	21	21	0	0	6	
古座川町	0	0	0	0	0	4	4	0	0	1	
串本町	3	393	135	80	178	16	16	0	0	5	

※管内には、結核病床、感染症病床はない。

(2) 病院病床別患者数(利用者)

(令和5年中：稼働病床)

区分	病院数 (病床種別は重複する)	病床数 (令和5年末)	在院患者 延数	新入院 患者数	退院 患者数	病床 利用率
総数	3	393	93,739	1,224	1,237	64.9%
精神病床	1	178	37,091	65	77	57.1%
一般病床	2	135	35,039	1,157	1,081	71.1%
療養病床	2	80	21,609	2	79	71.3%

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1～12月の合計}} \times 100$$

(3) 医療関係従事者数

(令和4年12月31日現在)

町別	合計	医師	歯科 医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
総数	416	35	10	32	22	2	182	133
古座川町	48	5	1	1	4	0	17	20
串本町	368	30	9	31	18	2	165	113

※調査は隔年実施。

(4) 病院一覧

(令和6年3月31日現在)

名称	開設者 代表者	開設許可 年月日	所在地	病床数				管理者	診療科
				計	一般	療養	精神		
くしもと 町立病院	串本町 串本町長 田嶋勝正	平成23.1.19 開設 平成23.11.1	串本町 サンゴ台 691番地7	110	90	20		阪本 繁	内科・外科・小児科・眼科・ 耳鼻咽喉科・婦人科・整形リ ハビリテーション科・泌尿器 科
串本有田 病院	医療法人 健佑会 理事長 上殿泰成	昭和57.9.1 開設 昭和57.9.1	串本町 有田499-1	105	45	60		上殿泰成	内科・外科・眼科・循環器内 科・放射線科・リハビリテー ション科・腎臓内科(人工透 析)
潮岬病院	医療法人 芳純会 理事長 東 芳史	昭和49.12.13	串本町 潮岬417	178	0	0	178	東 芳史	精神科・内科・心療内科

(5) 救急告知医療機関の現況

病院名	所在地	開設者	許可病床数	救急車 保有の有無	告示年月日	※救急優先 病床
くしもと 町立病院	串本町サンゴ台 691番地7	串本町	110 一般 90 療養 20	無	令和5.11.2 (有効期限 令和8.11.1)	4

※救急優先病床とは、重症の患者を優先的に入れる病床である。

2 病院立ち入り検査

病院が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて監視指導を行い、住民が安心して適正な医療を受けられることを目的とし、毎年立ち入り検査を実施している。

なお、令和5年度は、12月に管内の全病院に対して実施した。

3 結核対策

令和5年中の新規登録患者数は3人である。

高齢人口比率が45.0%を超え、さらに上昇が止まらない当管内においては、発病高危険群である高齢者対策の強化が必要である。

串本支所では、街頭啓発や町広報誌等により結核の正しい知識の普及をはかり、有症状時の早期受診を呼びかけているが、引続き患者状況の変化を踏まえ普及啓発を行う必要がある。

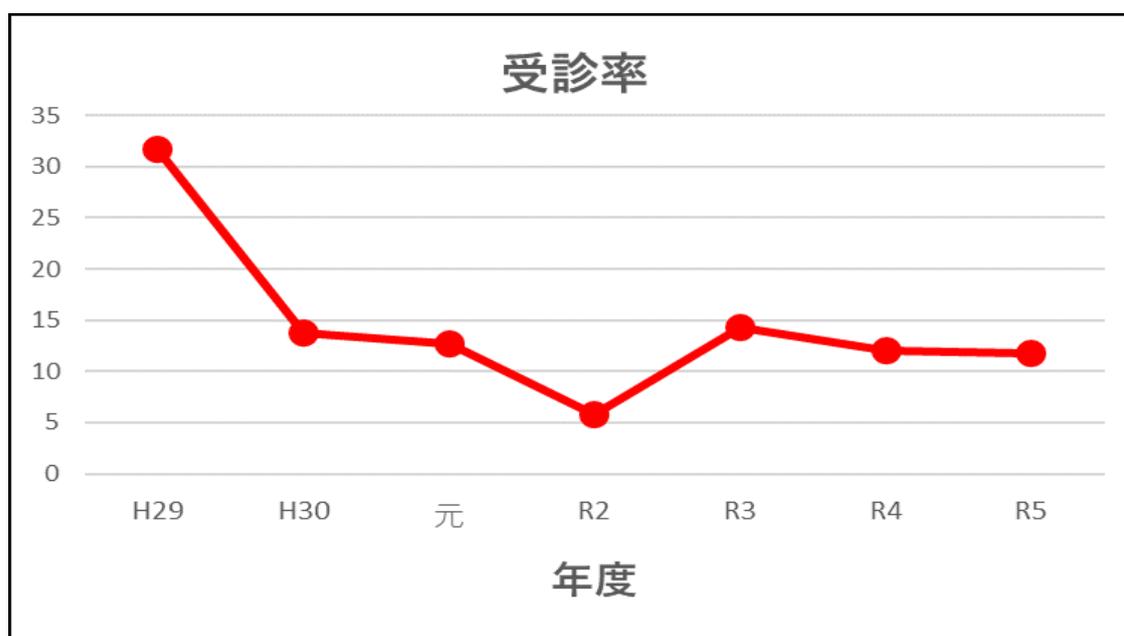
また、学校・医療機関・社会福祉施設等における結核集団感染防止のために、今後とも関係機関と連携し結核予防思想を普及していかなければならない。

なお、住民健診対象者については、令和2年度は新型コロナ感染症のため集団検診の実施回数が少なく、受診率は下がっている。

(1) 結核予防

① 結核（胸部）住民健診実施状況

町名	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総数	対象者数(人)	8,438	8,483	8,352	8,155	8,100
	受診者数(人)	1,075	490	1,196	977	945
	受診率(%)	12.7	5.8	14.3	12.0	11.7
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0
古座川町	対象者数(人)	1,387	1,376	1,350	1,305	1,289
	受診者数(人)	295	275	320	313	303
	受診率(%)	21.3	20.0	23.7	24.0	23.5
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0
串本町	対象者数(人)	7,051	7,107	7,002	6,850	6,811
	受診者数(人)	780	215	876	664	642
	受診率(%)	11.1	3.0	12.5	9.7	9.4
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0



②定期及び定期外健診実施状況

(令和5年度)

区分	対象施設数 (A)	対象者数 (B)	報告書の提出状況		受診者数 (D)	受診率 (D)/(B)	間接 撮影者数	直接 撮影者数	IGRA 検査者数	ツベルクリン 反応 検査者数	検査結果			
			提出施設数 (C)	提出率 (C)/(A)							発見 患者数 (E)	患者 発見率 (E)/(D)		
定期	事業者	34	1,112	31	91.2%	1,101	99.0%	8	1,093	/	/	0	0	
	学校長	1	93	1	100%	93	100%	0	88	/	/	0	0	
	内訳	高等学校	1	93	1	100%	93	100%	0	88	/	/	0	0
		その他	0	0	0	0.0%	0	0%	0	0	/	/	0	0
	施設長	4	157	4	100%	154	98.1%	0	109	/	/	0	0	
	市町村長	2	8,100	2	100%	945	11.7%	780	165	/	/	0	0	
	一般住民	65歳以上	2	8,100	2	100%	945	11.7%	780	165	/	/	0	0
		その他	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	/	/	0	0
	定期外	患者家族	/	7	/	/	7	100%	0	0	7	0	0	0
		接触者	/	4	/	/	4	100%	0	0	4	0	0	0

※ 定期外には把握分(受診勧告外)を含む。

(2) 結核患者管理

① 新登録患者数・登録時活動性分類、性別、年齢階級別

串本支所管内で令和5年の1年間に新たに登録された結核患者数は3人で罹患率18.7となっている。

(令和5年中)

年齢階級別	性別	区分	活動性結核							潜在性結核感染症 (別掲)	
			総数	肺結核活動性							
				総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		肺外核活動性
					総数	初回治療	再治療				
総数	総数	3	3	3	3	-	-	-	-	5	
	男	3	3	3	3	-	-	-	-	2	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
0~4歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5~9歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10~14歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15-19歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20~29歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30~39歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40~49歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
50~59歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
60~69歳	総数	1	1	1	1	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70~79歳	総数	2	2	2	2	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80~89歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
90歳~	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

② 現在登録者数・現在時活動性分類、性別、市町村別

令和5年末現在の登録者総数は3人で、うち、治療を要する活動性結核患者は1人。なお、残り2人は不活動性である。

令和5年末の登録患者数は、令和4年末の登録者数より1人増えている。

(令和5年末)

区 分 市 町 村 性 別	総数	活 動 性 結 核									不活 動性 結核	活動 性 不明	潜在性 結核 感染症 (別掲)		
		総数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活動性	登 録 時 其 他 の 結 核 菌 陽 性			登 録 時 菌 陰 性 ・ 其 他	治 療 中	観 察 中
			総数	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性		登 録 時 其 他 の 結 核 菌 陽 性	登 録 時 菌 陰 性 ・ 其 他	肺 外 結 核 活動性							
				総数	初回 治療										
総 数	総数	3	1	1	1	1	-	-	-	-	2	-	-	5	
	男	3	1	1	1	1	-	-	-	-	2	-	-	2	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
古 座 川 町	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
串 本 町	総数	3	1	1	1	1	-	-	-	-	2	-	-	4	
	男	3	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	

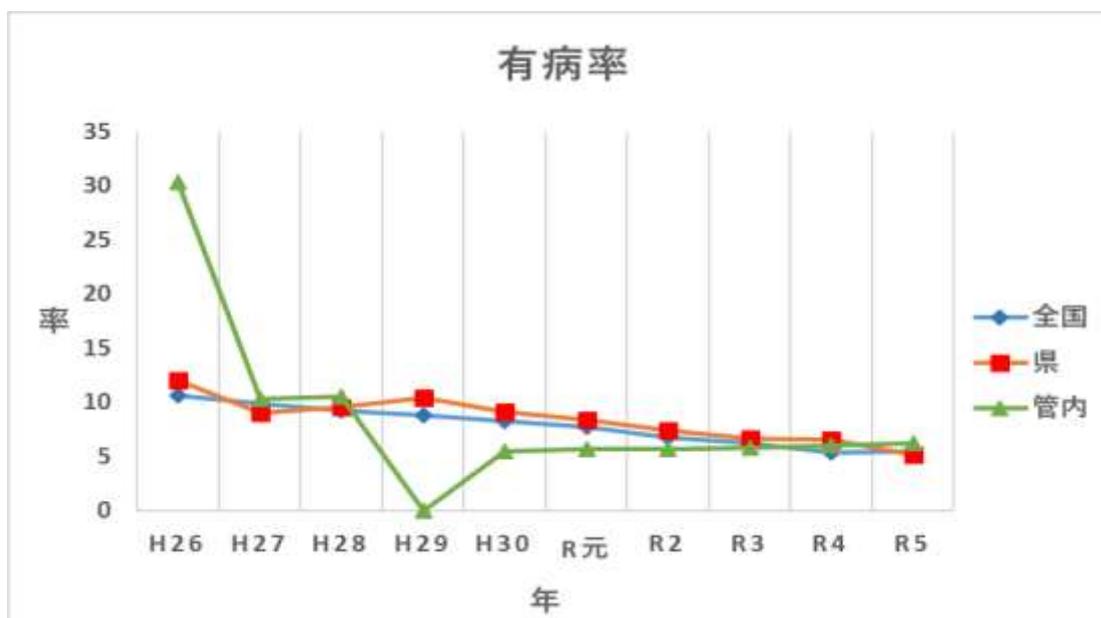
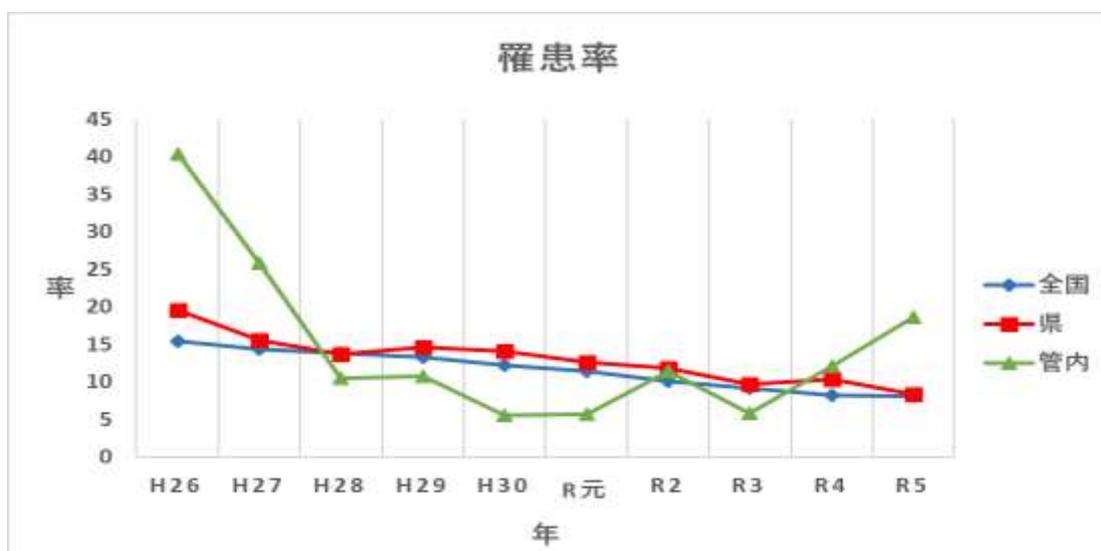
③ 管理検診実施状況

結核登録患者中、治療終了者、医療を中断した者、病状不明者については、保健師が訪問活動等により管理検診の受診勧奨を行っている。

年	対象者数	受 診 者		受診率	結 果		
		保健所	その他		要 医 療	経過観察	削 除
H27	9	4	4	88.9%	0	7	1
H28	12	5	6	91.7%	0	8	3
H29	8	2	6	100%	0	2	6
H30	2	0	2	100%	0	2	0
R元	1	0	1	100%	0	0	1
R2	1	0	1	100%	0	0	1
R3	2	2	0	100%	0	0	2
R4	2	1	1	100%	0	0	1
R5	8	1	7	100%	0	0	5

④ 罹患率・有病率状況

年	罹患率			有病率		
	全国	県	管内	全国	県	管内
H25	16.1	20.6	19.8	11.0	14.2	19.8
H26	15.4	19.6	40.4	10.6	12.0	30.3
H27	14.4	15.6	25.8	9.9	9.0	10.3
H28	13.9	13.7	10.5	9.2	9.5	10.5
H29	13.3	14.7	10.8	8.8	10.4	0.0
H30	12.3	14.1	5.5	8.3	9.1	5.5
R元	11.5	12.6	5.7	7.7	8.4	5.7
R 2	10.1	11.9	11.5	6.8	7.4	5.7
R 3	9.2	9.7	5.8	6.2	6.6	5.8
R 4	8.2	10.4	12.1	5.4	6.5	6.0
R 5	8.1	8.4	18.7	5.5	5.1	6.2



4 感染症対策

近年、感染症を取り巻く環境は大きく変化してきており、従来の感染症に加え、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症への幅広い対応が求められている。

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下：「感染症法」という。）に基づき医療機関から届出のあった感染症

感染症法における「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

下記表において、一類から五類までの全数把握感染症はすべての医療機関から、また、五類定点把握感染症は定点医療機関から、診断基準に基づいて保健所に届け出ることとなっている。

感染症類型	令和3年度	令和4年度
一類感染症 （7疾患） 主な感染症：エボラ出血熱、ペストなど	発生報告なし	発生報告なし
二類感染症 （5疾患） 主な感染症：ジフテリアなど	結核2件	結核6件
三類感染症 （5疾患） 主な感染症：腸管出血性大腸菌感染症など	発生報告なし	発生報告なし
四類感染症 （43疾患） 主な感染症：マラリア、狂犬病など	日本紅斑熱8件	日本紅斑熱7件
五類全数把握感染症 （16疾患） 主な感染症：ウイルス性肝炎、破傷風など	百日咳1件	レジオネラ症1件
五類定点把握感染症 （29疾患） 主な感染症：感染性胃腸炎、手足口病など	(3) 感染症発生動向調査事業 ② 串本支所における感染症発生報告状況 (定点把握感染症) を参照のこと	

(2) 積極的疫学調査

① 学校や介護保険施設等からの連絡を受け、感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症法第15条に基づいた積極的な疫学調査を行っている。

② 病原体調査

積極的疫学調査に基づく感染症の病原体検出を目的とし、主に管内医療機関の協力によりウイルス等原因病原体を調査している。

積極的疫学調査病原体検査数

検査目的	検体数				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日本紅斑熱	9	9	6	9	14
重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	1	0
インフルエンザ	1	0	0	0	0
麻疹	1	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0	0
エンテロウイルス	2	0	0	0	0
新型コロナウイルス	6	192	457	201	2

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症法に基づき、感染症の発生状況を把握し、予防対策を講じるため、医療機関、県、国をインターネットで結び、情報の収集や還元が行われている。

和歌山県では、平成16年度に和歌山県感染症情報センターを開設し、これらの情報から年次推移や地域別の発生状況等を分析し、グラフや地図に加工したものを、インターネット等を通じて広く県民に提供している。

① 感染症発生動向調査定点

医療機関の協力により、全国規模で医療機関定点（以下：「定点」という）が設置され、感染症情報を集約し医療機関、市町村等に還元している。

週報・月報の定点種類及び定点数（串本支所は内数）

定点種類	和歌山県	串本支所
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症定点	34	2
小児科定点	21	1
眼科定点	1	0
性感染症定点	3	0
基幹定点（週報）	8	0
基幹定点（月報）	8	0
疑似症定点	9	0

②串本支所における感染症発生報告状況（定点把握感染症）

（令和4年1月～12月）

定 点 把 握 疾 病（週報）			
インフルエンザ	60	COV19	117
手足口病	0	RSウイルス	0
伝染性紅斑	0	咽頭結膜炎	0
突発性発疹	0	A群溶血性連鎖球菌感染症	0
ヘルパンギーナ	0	感染性胃腸炎（乳児嘔吐下痢症を含む）	0
流行性耳下腺炎	0	水 痘	0

③感染症予防講習会

介護施設等からの依頼により、施設の職員に対し感染症予防について講習会を開催し、施設内における感染症対策の向上を図っている。

令和5年度講習会実施状況

実施日	対 象	内 容 等
R5. 7. 3	食生活改善推進員	感染症について
R5. 11. 15	管内社会福祉施設	感染症について
R6. 1. 23	管内社会福祉施設	感染症について
R6. 2. 16	管内社会福祉施設	感染症について

（4）赤痢保菌者検索

地域の給食施設・水道関係施設等を対象に、赤痢保菌者の早期発見及び感染源対策を目的として赤痢保菌者の検索を実施している。

対 象	R元年度 (件)	R 2年度 (件)	R 3年度 (件)	R 4年度 (件)	R 5年度 (件)
給 食 従 事 者	2	42	72	62	58
水 道 従 事 者	45	51	51	39	43
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	47	93	123	101	101

(5) 肝炎治療特別促進事業の申請状況

将来の肝がん等の予防を図ることを目的とし、平成20年度からB型及びC型ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療の医療費助成を行っている。また平成22年度からB型ウイルス肝炎患者の核酸アナログ製剤治療が追加され、平成23年度にはC型慢性肝炎の治療に3剤併用療法が、平成26年にはインターフェロンフリー治療が追加された。

治療方法	令和3年度 (件)	令和4年度 (件)	令和4年度 (件)
インターフェロン治療※1	0	0	0
核酸アナログ治療※2	13	14	13
3剤併用	0	0	0
インターフェロンフリー	2	2	2

※1) 2回目含む

※2) 更新申請者含む

(6) エイズ予防対策

エイズ（後天性免疫不全症候群）やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染は、正しい知識と適切な感染予防行動により予防することができる。また、HIV感染の診断時、すでにエイズを発症している事例が約4割を占めているため、早期発見・早期治療と感染予防への働きかけを強化していくことが重要になっている。こうした状況を踏まえ、検査体制の整備、正しい知識の普及や啓発に取り組んでいる。

①エイズ相談・検査及び特定感染症予防対策

一般住民からの受検申し込みにより、エイズ相談・HIV抗体検査を行っている。また、エイズ抗体検査の際に、本人の希望により性感染症検査も併せて実施している。いずれも無料匿名検査である。また、平成30年度から夜間即日検査（原則として約1時間後に結果がわかる検査）も実施している。

検査実施状況

検査項目	R元年度 (件)	R2年度 (件)	R3年度 (件)	R4年度 (件)	R5年度 (件)
HIV抗体検査	0	0	2	1	0
HCV抗体検査	1	0	1	1	0
HBs抗原検査	1	0	1	1	0
クラミジア抗体検査	0	0	1	1	0
梅毒検査	0	0	1	1	0

②講習会及び啓発活動等

思春期保健事業の一環として、高校生を対象に、エイズを含む性感染症の予防を目的とした「ピアエデュケーション事業」を行っている。

なお、令和4年度については新型コロナウイルス感染症の流行により実施を見送っている。

12月1日世界エイズデーでの啓発活動を通して、感染者への理解を呼びかけている。

令和3年度に開催した予防啓発事業 (参考)

開催日	対象者	人数	内容
10月15日	県立串本古座高等学校 1年生	87人	H I V / エイズ及び性感染症について ※ピアエデュケーション事業

(7) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等発生状況

管内各教育委員会等から、令和4年度シーズンに発生したインフルエンザ様疾患による学級閉鎖等報告が、下記のとおり報告された。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所	休校数	0	0	0	0	0
	学年閉鎖数	1	1	0	0	6
	学級閉鎖数	0	0	0	0	0
	有症状者数	5	5	0	0	53
幼稚園	休校数	0	0	0	0	0
	学年閉鎖数	0	0	0	0	0
	学級閉鎖数	0	0	0	0	0
	有症状者数	0	0	0	0	0
小学校	休校数	1	1	0	0	0
	学年閉鎖数	8	8	0	0	9
	学級閉鎖数	0	0	0	0	2
	有症状者数	63	0	0	0	54
中学校	休校数	0	0	0	0	0
	学年閉鎖数	0	0	0	0	0
	学級閉鎖数	1	0	0	0	0
	有症状者数	7	0	0	0	0
高校	休校数	0	0	0	0	0
	学年閉鎖数	0	0	0	0	0
	学級閉鎖数	0	0	0	0	0
	有症状者数	-	0	0	0	0
合計	休校数	1	0	0	0	0
	学年閉鎖数	9	0	0	0	0
	学級閉鎖数	1	0	0	0	0
	有症状者数	75	0	0	0	0

※すべて延べ数

(8) 検疫

検疫の目的は、我が国に来航する航空機、船舶を介して検疫感染症病原体の国内侵入を防止することにある。原則として検疫所が対応することとなるが、船舶等の緊急避難的な対応から、検疫所や海上保安庁からの依頼により、検査、消毒等の予防上必要な措置を講じている。

※平成21年度から令和5年までの間、実施実績はない。

5 健康相談（クリニック）

毎月2回（第1・第3火曜日）実施しているクリニックでは、健康相談や健康診断などを行っている。

（人数）

年度	一般クリニック	
	実	延
R3	20	20
R4	15	15
R5	10	10

6 臨床検査

所内において以下の臨床検査業務を受け付けている。血液学的検査及び生化学検査、血清学的検査は外部機関に委託している。

所内臨床検査実施状況

検査項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
血液学的検査				
※血液一般検査	6	4	5	1
※血液像	0	0	0	0
生化学検査				
※肝機能検査	6	4	5	1
※脂質検査	6	4	5	1
※血糖検査	6	4	5	1
血清学的検査				
※HIV抗体検査	0	1	1	0
※HCV抗体検査	0	0	1	0
※HBS抗体検査	0	0	1	0
※クラミジア抗体検査	0	0	1	0
※梅毒検査	0	0	1	0
一般検査				
尿定性検査	48	18	15	10
寄生虫卵検査	0	0	0	0
細菌学的検査				
赤痢菌	93	123	101	101
腸管出血性大腸菌 O-157	0	0	0	1
腸チフス	51	51	39	44
パラチフス	51	51	39	43
サルモネラ	2	0	0	1
生理学的検査				
心電図検査	22	4	4	1

※：委託検査

7 健康増進

(1) 栄養・運動指導

個別集団指導実施状況

(令和5年度)

区分	個別指導延人員					集団指導延人員				
	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
乳幼児	0				0	0				0
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
20歳以上	0	0	0	0	0	0	307	0	11	46
合計	0	0	0	0	0	0	307	0	19	46

(2) 給食施設等指導

① 給食施設等調査指導状況

健康増進法に基づき、給食施設の調査・指導を行った。

(令和5年度)

特定給食施設		その他の給食施設	計
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
7	1	15	23

② 給食施設数

健康増進法による給食施設の内訳は下表のとおりである。

(令和5年度)

		学校	病院	老健	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	自衛隊	合計
特定給食施設	管理栄養士のみ いる施設	0	3	0	1	1	0	0	5
	栄養士のみ いる施設	0	0	0	0	1	0	0	1
	どちらも いる施設	1	0	1	0	0	0	0	2
	どちらも いない施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の給食施設	管理栄養士のみ いる施設	0	0	0	0	0	0	1	1
	栄養士のみ いる施設	1	0	0	0	0	1	0	2
	どちらも いる施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	どちらも いない施設	3	0	0	5	2	2	0	12

※特定給食施設…継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

(3) 免許関係

(令和5年度)

	管理栄養士	栄 養 士
免許登録申請	1	0
訂正申請	1	1
再交付申請	0	0

※調理師免許及び試験事務については、平成25年4月1日から関西広域連合に移管された。

(4) 食生活改善推進協議会

保健所・町実施の養成教室修了者で昭和58年5月に組織され、地域の食生活改善・健康づくり事業に協力している。また、会員の知識向上を目的として研修及び講習会を行っている。

① 会員数

(令和5年度当初)

串本町	古座川町	合 計
18	38	56

② 協議会活動 (令和5年度)

- ◆生涯骨太クッキン
- ◆男性の料理教室
- ◆おやこの食育教室
- ◆やさしい在宅介護食教室
- ◆全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト
- ◆地域職域おやこ食育教室

協議会活動実績集計表

(令和5年度)

区分	子供の健康・食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
回数	75	33	988	6	1,102
人数	195	84	3,611	48	3,938

(5) 防煙・喫煙対策

たばこ対策は健康日本21の中でも重点項目であり、和歌山県では平成13年3月にたばこ対策指針が出され、次の4領域を推進している。

- I たばこの健康への悪影響に関する正しい知識の普及
- II 未成年に対する防煙
- III 喫煙者と非喫煙者が同居する空間を禁煙にする分煙
- IV 喫煙者で禁煙を希望する者に対する禁煙サポート

なお、平成30年7月に改正健康増進法が成立したことを受け、新たな受動喫煙対策を推進することとなっている。

① 防煙対策

(令和5年度)

実施年月日	内 容	場 所	受講者数
令和5年9月21日	子供の事故予防教室	古座川町立中央公民館	11名
令和6年2月28日	防煙教室	西向小学校	8名

② 受動喫煙防止対策

年間をとおして、衛生環境グループと連携し、営業許可更新時期に合わせた既存飲食店の実態調査及び新規申請時の周知活動を行っている。

また、住民に対しては、講習会やイベントの際にチラシを配布し認知度拡大を図っている。

「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における取組

実施年月日	内 容	場 所	対 象
令和5年5月31日	街頭啓発	エバグリーン串本店	一般住民
令和5年5月31日～ 6月6日	周知啓発	管内薬局7店舗 新宮保健所串本支所	一般住民

(6) 保健所実習（栄養士）実施状況

管理栄養士養成施設より委託された学生を対象として、保健所で実習を行っている。

令和5年度 該当なし

(7) 管内市町村栄養士等研修会

市町村栄養士等を対象として、知識及び技術の習得・向上を図るため、研修会を開催している。（本所と合同）

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和6年 2月29日	講演：糖尿病関連腎臓病の 重症化予防を考える 講師：和歌山県立医科大学 腎臓内科学講座 教授 荒木 信一 氏	WEB 開催	Web43名
令和6年 3月5日	特定給食施設講習会 (栄養士会主催) 講師：和歌山県栄養士会 会長 川村 雅夫 氏	新宮保健所 串本支所	管内給食施設 の管理栄養士 ・栄養士22 名

(8) 健康長寿のための地域・職域連携事業

二次医療圏単位に「地域・職域連携推進協議会」が設置（平成20年5月28日）され、地域保健と職域保健が連携して、生涯を通じた継続的な健康づくりを進めるための体制づくりを行っている。

① 二次保健医療圏地域・職域連携推進協議会

<ワーキング会議>

(本所と合同)

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和5年 6月5日	令和4年度事業報告/ 令和5年度事業計画	那智勝浦町役場	◆新宮・東牟婁地域・ 職域連携推進協 議会ワーキング メンバー ◆事務局

<協議会>

(本所と合同)

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和5年 10月31日	令和4年度事業報告/ 令和5年度事業計画、 研修	那智勝浦町役場	◆新宮・東牟婁地域・ 職域連携推進協 議会委員 ◆事務局

② 健康推進員養成講習会

健康長寿日本一わかやまを目指すため、地域の健康づくりの草の根運動の中核を担う人材を育成

<養成講習会> 令和5年度 実施なし

<フォローアップ研修会>

実施年月日	内 容	実施市町村	参加者数
令和6年 1月11日	講義：県産食材を知る (紀州和華牛試食) 食生活とフレイル予防	古座川町	7名 (うち 健康推進員6名)
令和6年 1月18日	講師：近畿大学先端技術総合 研究所 松橋珠子先生 保健所保健師	串本町	8名 (うち 健康推進員7名)

③ 地域保健・職域保健連携事業

職域の健康課題を解決するために、地域の検討会や健康づくりに必要な知識の習得等の講習会を開催した。

<運動習慣定着事業>

実施年月日	内 容	場 所	講師	受講者数
令和5年4月 ～ 令和6年3月	運動定着事業	串本町立体育館	杉浦 資史 氏	307名

<市町村健康課題分析検討会>

(本所と合同)

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和5年 6月27日	健康増進計画中間評価に係る 担当者会議	那智勝浦町 福祉健康センター	10名

④ 「小中高から始める生活習慣病予防」出張講座

児童・生徒の段階から取り組む生活習慣病予防などに関する知識を習得させるため、管内小中高に出向いて実施した。

内 容	回数	受講者数
◆たばこ、がん教育	1	11名

(9) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

健康長寿3原則の「運動」と「社会参加」を実現するため、専用のWebサイトやアプリを提供し、個人の運動習慣の定着や自治会活動の活性化を目指している。

(平成29年10月1日から事業開始)

健康づくり運動ポイント事業 申込状況

(令和6年3月1日現在)

	個 人	自治会	企 業	グループ
古座川町	93	4	0	0
串本町	278	5	2	1
管内合計	371	9	2	1
県全体	10,343	84	312	48

8 母子保健対策

母子保健対策は、児童が心身共に健やかに育つことを目指し、乳幼児期、思春期、 妊娠・出産、育児期を通して一貫して実施されている。

平成9年4月から、乳幼児健康診査等の基本的な母子保健サービスは市町村が実施主体となり、保健所ではより専門的な保健対策を担当し、長期療養児・障害児等を中心に関係機関と連携しながら事業に取り組んでいる。

(1) 思春期保健事業

平成14年度より、氾濫した性情報の中で高校生が正しい知識を学び、仲間に情報を伝達しながら成人になっていくことを目的に思春期ピア・エデュケーション事業を実施している。

※ 令和5年度はコロナ感染症の拡大により実施せず

(2) 乳幼児発達・療育相談指導事業

身体的又は精神的な発達に遅れのみられる乳幼児を対象に、町や関係機関と連携して相談指導等を行うことにより、乳幼児の健全な発達及び発育を促すことを目的に実施している。

① 発達相談

対象：乳児健康診査、1歳6か月児、3歳児健康診査などで、身体的又は精神的な発達に遅れのみられる乳幼児のうち、発達指導ならびに療育指導の必要な児や保護者

令和5年度の実施状況

	実施回数	スタッフ	参加人数
児童精神科医師による発達相談	2回	医師、保健師	実 7名 延 (7名)
作業療法士による相談	8回	作業療法士、保健師	実 13名 延 (41名)
言語聴覚士による相談	3回	言語聴覚士、保健師	実 9名 延 (12名)

(3) 子どもの事故予防対策事業

乳幼児を持つ親全てが“事故は予防できるもの”との認識を持ち、家庭内外における事故予防に取り組めるように支援するとともに、事故が発生したとき即座に対応できる能力の習得を目的に、平成15年度から心肺蘇生法の実技を含む事故予防講習会を実施している。

実施年月日	実施場所	対象者	参加人数	実施内容
令和5年 9月21日	古座川町中央公民館内子育て支援センター	親子交流会に参加の保護者	11名	保健師講義 「子どもの事故予防について」 「受動喫煙防止・がんについて」 古座消防署 AED実技講習

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾患のうち、医療費も高額となり、放置すれば児童の健全な育成を阻害することになるものを特定疾患と位置づけ、治療の確立と普及、児童の健全な育成、患者家族への医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業実が実施されてきた。

児童福祉法の一部改正により、平成27年1月1日から「小児慢性特定疾病医療費助成制度」として対象疾患の拡大（704疾患）、小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業の法定化等により、小児慢性特定疾病等の健康の保持増進及び自立の促進等、対策の充実化が図られることとなった。さらに、令和元年7月1日には、新たに6疾患が対象として加わり、現在16疾患群762疾病が対象となっている。

令和5年3月31日現在における管内の医療受給者は13名であり、疾患別では内分泌疾患が多い。

(令和6年3月31日現在)

	総数	悪性新生物	慢性腎臓疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子 に変化を伴う症候群	皮膚疾患
総数	13	5	1	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0
古座川町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
串本町	12	4	1	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0

(6) 生殖補助医療先進医療費助成事業

子供を持つことを望む夫婦(法律上の婚姻している夫婦ではないが、事実上婚姻関係と同様にあること)の不妊治療の経済負担を軽減し、不妊治療を受けやすくするため、体外受精及び顕微授精による不妊治療と併用して実施された先進医療に要する費用の一部を予算の範囲内で助成している。

助成の対象となる費用は、1回の治療に要した先進医療の費用に100分70を乗じて得た額とし、1回あたり10万円を限度としている。

助成を受けることができる回数は初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が満40歳未満であるときは、満43歳になるまでに6回まで、満40歳以上43歳未満で開始された治療であって、43歳を超えて治療を終了した場合は43歳未満で終了した治療とみなされている。本事業は令和5年度から開始された。

	申請数
R5年度	3件

(7) 管内母子保健関係資料

各町の令和5年度母子保健事業実施報告から作成。

① 妊娠届出状況

母子保健法により、妊娠したものは速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならないことになっている。妊婦の保健指導、健康診査等母子保健施策の目的を達成するために早期届出を奨励している。

令和5年度

市町村名	妊娠届出数(A)	満11週以内		満12~19週		満20~27週		満28週以降分娩まで		分娩後		不詳	18歳以下再掲	40歳以上再掲
		(B)	B/A×100	(C)	C/A×100	(D)	D/A×100	(E)	E/A×100	(F)	F/A×100			
古座川町	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	3
串本町	34	33	97.1%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	3
計	38	37	97.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	6

② 妊婦一般健康診査受診状況

妊娠の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として、各町で妊婦健康診査費助成事業が実施されている。国への報告は3回(初回、5回、8回)である。

(初回)

令和5年度

市町村名	受診票 交付数 A	受診者数 B	受診率 B/A×100	血色素		尿蛋白			尿糖			梅毒	TPHA	HBs	HCV	血圧 140 以上	異常なし	要指導	要精密
				10.0 以下	10.1~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+								
古座川町	4	4	100.0%	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
串本町	33	33	100.0%	1	6	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	30	2	1
計	37	37	100.0%	1	7	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	34	2	1

(第5回)

令和5年度

市町村名	受診票 交付数 A	受診者数 B	受診率 B/A×100	血色素		尿蛋白			尿糖			梅毒	TPHA	HBs	HCV	血圧 140 以上	異常なし	要指導	要精密
				10.0 以下	10.1~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+								
古座川町	4	4	100.0%	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1
串本町	23	37	160.9%	1	26	1	0	0	2	0	0	0	0	2	2	36	1	0	
計	27	41	151.9%	2	28	2	0	0	2	0	0	0	0	2	2	39	1	1	

(第8回)

令和5年

市町村名	受診票 交付数 A	受診者数 B	受診率 B/A×100	血色素		尿蛋白			尿糖			HTLV-1 +	HTLV-1精密検査				血圧 140 以上	異常なし	要指導	
				10.0 以下	10.1~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+		陽性者	判定 保留者	陰性者	不明				
古座川町	5	4	80.0%	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
串本町	15	35	233.3%	4	21	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	34	1
計	20	39	195.0%	5	24	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	37	1

③乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査は、小児の疾病または異常の早期発見に努めるとともに、健全育成をはかるため、各町において実施されている。

ア) 乳幼児健診

(4 か月児健康診査)

令和5年度

市町村名	健診回数	対象者 A	受診者数		受診率 B/A×100	異常なし	健康管理上注意すべき者																	栄養種目			精密健康診査								
			実人員 B	延人員			発達遅滞			発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患		小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	母乳	混合	人工	要精密者数	受診結果			計
							精神面	身体面	言語面													アトピー	その他									異常なし	要観察	要医療	
古座川町	6	5	5	5	100.0%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	0	0	0	0	0
串本町	12	43	43	43	100.0%	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7	7	10	26	2	0	1	1	2
計	18	48	48	48	100.0%	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	9	10	29	2	0	1	1	2	

(10 か月児健康診査)

令和5年度

市町村名	健診回数	対象者 A	受診者数		受診率 B/A×100	異常なし	健康管理上注意すべき者																	離乳開始時期			精密健康診査								
			実人員 B	延人員			発達遅滞			発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患		小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	5ヶ月以前	6ヶ月	7ヶ月以降	要精密者数	受診結果			計
							精神面	身体面	言語面													アトピー	その他									異常なし	要観察	要医療	
古座川町	6	5	5	5	100.0%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	1	0	0	0	0	0	
串本町	12	43	45	45	104.7%	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	5	28	15	2	0	0	0	0	0	
計	18	48	50	50	104.2%	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4	7	29	18	3	0	0	0	0	0	

イ) 歯科健康診査

(1歳6か月児歯科健康診査)

令和5年度

市町村名	健診回数	対象者数 a	受診者数 b	受診率 b/a×100	生歯の総数	むし歯の総数				むし歯のない者			むし歯のある者					間食時間を決めている者	清掃不良のある者	軟組織異常のある者	咬合異常のある者	その他異常のある者
						未処置歯	処置歯	計	1人当たりの数	O1型	O2型	計	A型	B型	C型	計 c	罹患率 c/b×100					
古座川町	6	4	6	150.0%	90	0	0	0	0.0	6	0	6	0	0	0	0	0.0%	6	0	0	0	0
串本町	6	42	43	102.4%	664	0	0	0	0.0	43	0	43	0	0	0	0	0.0%	31	0	0	0	0
計	12	46	49	106.5%	754	0	0	0	0.0	49	0	49	0	0	0	0.0%	37	0	0	0	0	

(3歳児歯科健康診査)

令和5年度

市町村名	健診回数	対象者数 a	受診者数 b	受診率 b/a×100	生歯の総数	むし歯の総数				むし歯のある者				軟組織異常のある者				咬合異常のある者				開咬※ 指しゃぶり					
						未処置歯	処置歯	計	1人当たりの数	A型	B型	C1型	C2型	計 c	罹患率 c/b×100	小帯	歯肉	その他	計	反対咬合	開咬※	その他	計	清掃不良のある者	その他の異常のある者	有	無
古座川町	6	7	7	100.0%	140	3	0	3	0.4	2	0	0	0	2	28.6%	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
串本町	6	67	65	97.0%	1,297	81	19	100	1.5	19	5	0	3	27	41.5%	0	1	0	1	1	0	5	6	10	0	0	0
計	12	74	72	97.3%	1,437	84	19	103	1.4	21	5	0	3	29	40.3%	0	1	0	1	1	0	6	7	10	0	0	0

(参考) ※むし歯の罹患型

	罹患型	1歳6ヶ月児	罹患型	3歳児
むし歯のない者	0 1	口腔環境がよい (危険因子が少ない)		
	0 2	口腔環境が悪い (危険因子が多い)		
むし歯のある者	A	上顎前歯部 (F) のみ または、臼歯部 (M) のみ	A	同左
	B	上顎前歯部 (F) または、臼歯部 (M)	B	同左
	C	下顎前歯部 (F) のみ または、下顎前歯部 (F) を含む他の部位	C ₁	下顎前歯部 (F) のみ
			C ₂	下顎前歯部 (F) および他の部位

※開咬 …口を閉じても、前歯や側方の歯が上下で噛み合わないタイプで、物が噛み切れない人もいる。

9 精神保健福祉

精神保健施策については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更し、また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置、退院促進のための体制整備などが義務づけられた。

精神障害者福祉については、平成 25 年 4 月に、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、障害福祉サービスの充実等により、障害のある人々の日常生活と社会生活を総合的に支援する施策がすすめられている。

管内では、関係機関との緊密な連携のもと、精神障害者の早期治療並びに社会復帰等の促進を図るとともに、地域住民の精神保健の向上を図るために諸事業を実施している。

(1) 精神保健指定医による診察（精神保健福祉法第 27 条）

保健所への通報に基づき、自傷他害の怖れがあると認められた者については、精神保健福祉法第 27 条により、精神保健指定医による診察を実施している。

通報及び診察の状況（件）

年度	申請・通報件数合計	一般からの申請（法第22条）					警察官通報（法第23条）					検察官通報（法第24条）					精神病院管理者からの届け出（法第25条の2）				
		件数	診察不要（内受診支援）	入院措置	措置非該当	精神障害者でなかった者	件数	診察不要（内受診支援）	入院措置	措置非該当	精神障害者でなかった者	件数	診察不要（内受診支援）	入院措置	措置非該当	精神障害者でなかった者	件数	診察不要（内受診支援）	入院措置	措置非該当	精神障害者でなかった者
R1	4	0	0	0	0	0	3	1(1)	1	1	0	1	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	5	0	0	0	0	0	4	3(3)	0	1	0	1	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	4	0	0	0	0	0	3	2(2)	1	0	0	1	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 障害者自立支援医療（障害者総合支援法第 58 条）受給者数

平成 18 年 4 月より障害者自立支援法が施行され、通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第 32 条）が、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく自立支援医療制度となった。その為、利用者は原則 1 割の自己負担となるが、利用者の属する世帯の収入等に応じての負担軽減措置が設けられている。

また、平成 22 年度からは、利用者の手続きに係る負担軽減のため、再認定申請時治療方針に変更がない場合に限り、診断書の提出が 2 年に 1 度となった。

管内 2 町においては、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者に対し、自己負担分の医療費助成を実施している。

自立支援医療（精神通院）受給状況

※年度末

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
古座川町	29	27	26	28	29
串本町	263	284	261	268	257
合計	292	311	287	296	286

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神保健福祉法第 45 条）

精神保健福祉法により平成 7 年 10 月から施行された制度で、精神障害者に対する各種の支援策を講じることで、社会復帰と社会参加の促進を図ることを目的としている。

手帳の有効期限は 2 年間で、必要に応じ更新できる。また、平成 18 年 10 月からは、写真の添付が必要となった。

なお、平成 14 年度から自立支援医療（精神通院医療）申請とともに、市町村に窓口業務が移管されている。手帳所持者に対して、各町単独の福祉制度が実施されており、徐々に手帳申請者が増加している。

交付状況

年度	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	計	古座川町	串本町												
1級	33	3	30	31	3	28	32	3	29	28	3	25	27	3	24
2級	154	16	138	146	16	130	137	15	122	138	15	123	133	16	117
3級	80	4	76	81	3	78	88	3	85	94	6	88	97	6	91
計(人)	267	23	244	258	22	236	257	21	236	260	24	236	257	25	232

1 級：日常生活を送ることが困難な程度

2 級：日常生活が著しく制限されるか、又は日常生活に著しく制限を加えることを必要とする程度

3 級：日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

(4) 精神保健福祉に関する相談

こころの健康相談として、嘱託医による相談指導を毎月1回実施している。また、保健師による相談は随時受け付け、必要に応じ訪問指導を実施している。

こころの健康相談・保健師による相談等の状況

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
こころの健康相談 (嘱託医)		12(14)	12(12)	12(12)	5(5)	1(1)
保健師	面接相談	17(22)	8(11)	7(10)	8(10)	4(19)
	電話相談	19(102)	23(101)	20(126)	17(100)	34(153)
	家庭訪問	19(79)	16(43)	11(39)	17(41)	19(56)

():延べ

7 難病対策

平成26年12月31日以前は、特定疾患治療研究事業において56疾病を対象に医療費助成が行われていたが、平成27年1月1日から難病法が施行され、同法により指定難病とされた疾病について、医療費助成を行っている。(表1) (令和4年3月31日現在 338疾患) 特定疾患治療研究事業で対象となっていた疾病は、その多くが指定難病に指定され、平成27年1月1日から国指定4疾患、県指定2疾患となった。

なお、特定疾患治療研究事業の受給者証所持者は管内にいない。

(1) 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 ※複数疾病4名含 (令和6年3月31日現在)

No	疾患名	患者数	No	疾患名	患者数
1	球脊髄性筋萎縮症	-	53	シェーグレン症候群	5
2	筋萎縮性側索硬化症	3	54	成人スチル病	1
3	脊髄性筋萎縮症	1	55	再発性多発軟骨炎	-
4	原発性側索硬化症	-	56	ベーチェット病	9
5	進行性核上性麻痺	2	57	特発性拡張型心筋症	4
6	パーキンソン病	25	58	肥大型心筋症	1
7	大脳皮質基底核変性症	2	59	拘束型心筋症	-
8	ハンチントン病	-	60	再生不良性貧血	1
9	神経有棘赤血球症	-	61	自己免疫性溶血性貧血	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	-	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2
11	重症筋無力症	3	63	特発性血小板減少性紫斑病	4
12	先天性筋無力症候群	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病	-
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	4	65	原発性免疫不全症候群	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	66	IgA腎症	-
15	封入体筋炎	-	67	多発性嚢胞腎	5
16	クロウ・深瀬症候群	-	68	黄色靱帯骨化症	-
17	多系統萎縮症	1	69	後縦靱帯骨化症	11
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	10	70	広範脊柱管狭窄症	2
19	ライソゾーム病	-	71	特発性大腿骨頭壊死症	1
20	副腎白質ジストロフィー	-	72	下垂体性ADH分泌異常症	-
21	ミトコンドリア病	-	73	下垂体性TSH分泌亢進症	-
22	もやもや病	1	74	下垂体性PRL分泌亢進症	-
23	プリオン病	-	75	クッシング病	1
24	亜急性硬化性全脳炎	-	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-
25	進行性多巣性白質脳症	-	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
26	HTLV-1関連脊髄症	2	78	下垂体前葉機能低下症	6
27	特発性基底核石灰化症	-	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-
28	全身性アミロイドーシス	1	80	甲状腺ホルモン不応症	-
29	ウルリッヒ病	-	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	-
30	遠位型ミオパチー	-	82	先天性副腎低形成症	-
31	ベスレムミオパチー	-	83	アジソン病	-
32	自己食食空胞性ミオパチー	-	84	サルコイドーシス	2
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	-	85	特発性間質性肺炎	3
34	神経線維腫症	1	86	肺動脈性肺高血圧症	-
35	天疱瘡	-	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-
36	表皮水疱症	-	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3
37	膿疱性乾癬(汎発型)	-	89	リンパ脈管筋腫症	-
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	90	網膜色素変性症	3
39	中毒性表皮壊死症	-	91	バッド・キアリ症候群	-
40	高安動脈炎	-	92	特発性門脈圧亢進症	-
41	巨細胞性動脈炎	1	93	原発性胆汁性肝硬変	5
42	結節性多発動脈炎	1	94	原発性硬化性胆管炎	-
43	顕微鏡的多発血管炎	3	95	自己免疫性肝炎	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	-	96	クローン病	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-	97	潰瘍性大腸炎	18
46	悪性関節リウマチ	1	98	好酸球性消化管疾患	-
47	バージャー病	-	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
49	全身性エリテマトーデス	6	101	腸管神経節細胞減少症	-
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	6	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
51	全身性強皮症	6	103	CFC症候群	-
52	混合性結合組織病	1	104	コステロ症候群	-

No	疾患名	患者数	No	疾患名	患者数
105	チャージ症候群	-	167	マルファン症候群	3
106	クリオピリン関連周期性熱症候群	-	168	エーラス・ダンロス症候群	-
107	若年性特発性関節炎	-	169	メンケス病	-
108	TNF 受容体関連周期性症候群	-	170	オクシタル・ホーン症候群	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	171	ウィルソン病	-
110	ブラウ症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-
111	先天性ミオパチー	-	173	VATER症候群	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	174	那須・ハコラ病	-
113	筋ジストロフィー	2	175	ウィーバー症候群	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	176	コフィン・ローリー 症候群	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	177	ジュベール症候群関連疾患	-
116	アトピー性脊髄炎	-	178	モワット・ウィルソン症候群	-
117	脊髄空洞症	-	179	ウイリアムズ症候群	-
118	脊髄髄膜瘤	-	180	ATR-X症候群	-
119	アイザックス症候群	-	181	クルーゾン症候群	-
120	遺伝性ジストニア	-	182	アペール症候群	-
121	神経フェリチン症	-	183	ファイファー症候群	-
122	脳表ヘモジドリン沈着症	1	184	アントレー・ビクスラー症候群	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	185	コフィン・シリス症候群	-
124	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	186	ロスモンド・トムソン症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	187	歌舞伎症候群	-
126	ペリー症候群	-	188	多脾症候群	1
127	前頭側頭葉変性症	-	189	無脾症候群	-
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	-	190	鰓耳腎症候群	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	-	191	ウェルナー症候群	1
130	先天性無痛無汗症	-	192	コケイン症候群	-
131	アレキサンダー病	-	193	ブラダー・ウィリ症候群	-
132	先天性核上性球麻痺	-	194	ソトス症候群	-
133	メビウス症候群	-	195	ヌーナン症候群	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-	196	ヤング・シンブソン症候群	-
135	アイカルディ症候群	-	197	1p36欠失症候群	-
136	片側巨脳症	-	198	4p欠失症候群	-
137	限局性皮質異形成	-	199	5p欠失症候群	-
138	神経細胞移動異常症	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	201	アンジェルマン症候群	-
140	ドラベ症候群	-	202	スミス・マギニス症候群	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	203	22q11.2欠失症候群	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	-	204	エマヌエル症候群	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
144	レノックス・ガストー症候群	-	206	脆弱X症候群	-
145	ウエスト症候群	-	207	総動脈幹遺残症	-
146	大田原症候群	-	208	修正大血管転位症	-
147	早期ミオクロニー脳症	-	209	完全大血管転位症	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	210	単心室症	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	209	完全大血管転位症	-
150	環状20番染色体症候群	-	210	単心室症	-
151	ラスムッセン脳炎	-	211	左心低形成症候群	-
152	PCDH19関連症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	215	ファロー四徴症	-
156	レット症候群	-	216	両大血管右室起始症	-
157	ステージ・ウェーバー症候群	-	217	エプスタイン病	-
158	結節性硬化症	-	218	アルポート症候群	-
159	色素性乾皮症	-	219	ギャロウェイ・モワト症候群	-
160	先天性魚鱗癬	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	222	一次性ネフローゼ症候群	-
163	特発性後天性全身性無汗症	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
164	眼皮皮膚白皮症	-	224	紫斑病性腎炎	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	225	先天性腎性尿崩症	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	-

No	疾患名	患者数	No	疾患名	患者数
227	オスラー病	-	289	クローンカイト・カナダ症候群	-
228	閉塞性細気管支炎	-	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	-	291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)	-
230	肺胞低換気症候群	-	292	総排泄腔外反症	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	-	293	総排泄腔遺残	-
232	カーニー複合	-	294	先天性横隔膜ヘルニア	-
233	ウォルフラム症候群	-	295	乳幼児肝巨大血管腫	-
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	-	296	胆道閉鎖症	-
235	副甲状腺機能低下症	-	297	アラジール症候群	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	-	298	遺伝性膵炎	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-	299	嚢胞性線維症	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-	300	IgG4関連疾患	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-	301	黄斑ジストロフィー	-
240	フェニルケトン尿症	-	302	レーベル遺伝性視神経症	-
241	高チロシン血症1型	-	303	アッシュャー症候群	-
242	高チロシン血症2型	-	304	若年発症型両側性感音難聴	-
243	高チロシン血症3型	-	305	遅発性内リンパ水腫	-
244	メープルシロップ尿症	-	306	好酸球性副鼻腔炎	3
245	プロピオン酸血症	-	307	カナバン病	-
246	メチルマロン酸血症	-	308	進行性白質脳症	-
247	イソ吉草酸血症	-	309	進行性ミオクローヌステんかん	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	310	先天異常症候群	-
249	グルタル酸血症1型	-	311	先天性三尖弁狭窄症	-
250	グルタル酸血症2型	-	312	先天性僧帽弁狭窄症	-
251	尿素サイクル異常症	-	313	先天性肺静脈狭窄症	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	314	左肺動脈右肺動脈起始症	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	-
254	ポルフィリン症	-	316	カルニチン回路異常症	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	317	三頭酵素欠損症	-
256	筋型糖原病	-	318	シリン欠損症	-
257	肝型糖原病	-	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	321	非ケトーシス型高グリシン血症	-
260	シトステロール血症	-	322	β -ケトチオラーゼ欠損症	-
261	タンジール病	-	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	324	メチルグルタコン酸尿症	-
263	脳髄黄色腫症	-	325	遺伝性自己炎症疾患	-
264	無 β リポタンパク血症	-	326	大理石骨病	-
265	脂肪萎縮症	-	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるもの)	-
266	家族性地中海熱	-	328	前眼部形成異常	-
267	高IgD症候群	-	329	無虹彩症	-
268	中條・西村症候群	-	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	331	特発性多中心性キャッスルマン病	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-
271	強直性脊椎炎	1	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-
272	進行性骨化性線維異形成症	-	334	脳クレアチン欠乏症候群	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	335	ネフロン癆	-
274	骨形成不全症	-	336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	-
275	タナトフォリック骨異形成症	-	337	ホモシスチン尿症	-
276	軟骨無形成症	-	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	合計		190
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	-			
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-			
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	-			
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-			
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-			
283	後天性赤芽球癆	-			
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-			
285	ファンコニ貧血	-			
286	遺伝性鉄芽球性貧血	-			
287	エプスタイン症候群	-			
288	自己免疫性出血病XIII	1			

(2) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業

先天性血液凝固因子障害患者の医療費負担の軽減を図り、精神的・身体的不安を解消するため、患者の医療保険の自己負担分を公費負担とするものであるが、管内に受給者はいない。

(3) 療養支援事業

① 難病患者医療相談事業

難病患者及びその家族に対し、専門の医師により医療及び日常生活にかかる講演会や個別的な相談、指導、助言等を行っている。

実施年月日	場 所	担 当 医 師	相談者数
令和5年8月19日	新宮保健所 串本支所	個別相談会 関西医療大学 吉田宗平医師 関西医療大学 鈴木俊明理学療法士	9名
令和5年12月2日	那智勝浦町福祉 健康センター (新宮保健所と 合同実施)	講演会及び交流会 和歌山県立医科大学 脳神経内科 阪田真由美医師	2名

② 保健師による訪問相談

難病患者及び家族が日頃感じている不安の解消を図るため、保健所保健師が訪問し、日常生活の相談、指導、助言等を行っている。

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実 人 員	28	13	10	11	36
延 人 員	37	13	10	14	45

1 1 原子爆弾被爆者対策

被爆者対策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、昭和 20 年に広島市・長崎市で被爆した者に対して、被爆者健康手帳の交付を行っている。

平成 21 年度からは健康診断は指定の医療機関への委託となり、県では医療の給付、手当の支給等の施策を実施している。

(1) 被爆者健康手帳等の交付

① 被爆者健康手帳交付状況

被爆時の状況により、下記のとおり 4 つに区分され、各号のいずれかに該当することが認められた者に対し、被爆者健康手帳を交付している。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分		人数
直接被爆者 (法第 1 条 1 号)	原爆が投下された際、当時の広島市・長崎市の区域内及び政令で定める隣接する区域内にあった者	2
入市被爆者 (法第 1 条 2 号)	原爆が投下されて 2 週間以内に、爆心地から 2 km 以内の区域に立ち入った者	0
死体処理及び救護に従事した被爆者 (法第 1 条 3 号)	原爆が投下された際、又はその後において身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者	0
胎児被爆者 (法第 1 条 4 号)	上記 1 号・2 号・3 号被爆者の胎児	0
管内合計人数		2

② 第二種健康診断受診者証交付状況

原爆の放射線による健康被害は認められないが、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響が認められる人に対して、第二種健康診断受診者証を交付している。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	人数
第二種健康診断受給者証交付者	1

(2) 医療の給付

医療の給付とは、病気やけがが治るまで、国の負担で医療をうけることができる制度で、次の 2 つがある。

- ① 認定疾病に対する医療の給付
- ② 一般疾病に対する医療の給付

(3) 被爆者健康診断の実施

○ 被爆者健康診断実施状況 (令和5年度)

		人数
定期健康診断	第1回	2
	第2回	2
希望健康診断	—	0
第二種健康診断	—	0
がん検査	—	1
精密検査	—	0

(4) 手当等の支給

原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なおその後遺症による不健康の状態にある者に対し、福祉を図る目的で法律の規定に基づき「健康管理手当」の支給をしている。

○ 手当受給者数 (令和5年度)

	計
健康管理手当	2

1 2 保健師活動

地域における保健師の保健活動は、平成2年に施行された地域保健法に基づき実施している。また、平成25年には「地域における保健師の保健活動について」が厚生労働省より通知され、これまでの活動に加えて、持続可能でかつ地域特性を生かした健康なまちづくり、地域ケアシステムの構築が求められている。

(1) 保健師配置状況

(令和6年4月1日)

新宮保健所串本支所	串本町	古座川町	計
5人	10人	3人	18人

(2) 公衆衛生研究会 (令和5年度)

当所及び管内町の保健師、管理栄養士が、複雑化・多様化する住民ニーズや地域保健の課題に対応できる専門職として資質の向上をはかり、相互の連携強化をはかることを目的に研修を実施している。

月日・場所	研修内容	出席者数
5月31日(水) 14:00~15:30 東牟婁総合庁舎	保健師年間計画・評価(地域ケアシステム)について 保健師人材育成ガイドラインについて	21人
10月13日(金) 10:10~12:00 那智勝浦町役場	災害時保健活動研修 支援チーム要請計画、巡回診療計画等について	36人
11月1日(水) 14:00~16:00 串本町役場	講演「地域における医療的ケア児と家族への支援 ～幹での実践を通して～」 講師 一般社団法人幹 代表理事 丸山美智子先生	38人

(3) 看護学生等実習指導 (令和5年度)

学校名	月日・内容	学生数
県立なぎ看護学校 2年生 (地域・在宅看護論実習)	令和5年9月25日 全体オリエンテーション	11名

学校名	期 間	学生数
県立なぎ看護学校 3年生 (在宅看護論実習)	令和5年9月5日 ~ 9月8日	2名
	令和5年9月15日 ~ 9月21日	3名
	令和5年10月4日 ~ 10月10日	2名
	令和5年10月17日 ~ 10月20日	2名

13 薬事

(1) 薬事関係

医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局等に対して店舗・医薬品等の管理状況などについて監視指導を実施し、医薬品による危害発生防止を図る。

薬事関係施設等状況

(令和6年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
薬局		0	7	7
店舗販売業		0	7	7
卸売販売業		0	1	1
配置販売業		0	0	0
配置従事者		0	1	1
高度管理医療機器販売業		0	8	8
管理医療機器販売業		6	56	62

(2) 毒物劇物、麻薬及び向精神薬関係

毒物及び劇物取締法、並びに麻薬及び向精神薬取締法に基づき、各営業施設並びに取扱施設について監視指導を行い、不適正な取扱い防止を図る。

① 毒物及び劇物販売業施設状況

(令和6年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
計		0	9	9
一般販売業		0	7	7
農業用品目販売業		0	2	2
特定品目販売業		0	0	0

② 麻薬取扱施設等状況

(令和6年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
麻薬診療施設		3	8	11
麻薬小売業		0	5	5
麻薬卸売業		0	0	0
麻薬研究者		0	0	0
合計		3	13	16

(3) 薬物乱用防止啓発事業及び不正大麻・けし撲滅運動関係

1. 薬物乱用防止啓発については、薬物乱用防止指導員及び町職員、町教育委員会、警察署、青少年センター、保健所職員で構成する薬物乱用防止指導員串本地区協議会と協力しながら街頭啓発及び薬物乱用防止教室等を実施している。
2. 不正大麻・けし撲滅運動は、毎年4月から2か月間実施しており、これに係るポスター・リーフレットを関係機関に配布し啓発に努めるとともに、パトロールを行い、発見した場合はすべて除去し、適正に処分を行っている。

(4) 献血推進事業

献血事業の推進については、献血推進団体との協力体制を確保し、民間企業への啓発を行うと共に、「はたちの献血」等若年層を中心とした献血思想の普及に努めている。

①令和5年1月～令和5年12月献血実績

町名	稼働数	受付人員	採血人員	不採血者
計	11.0	585	529	56
古座川町	1.0	27	26	1
串本町	10.0	558	503	55

②年次別推移（採血人員）

期間	古座川町 (人)	串本町 (人)	計 (人)	配車回数 (回)
令和2年1月～令和2年12月	36	387	423	12
令和3年1月～令和3年12月	53	485	538	16
令和4年1月～令和4年12月	55	488	543	15
令和5年1月～令和5年12月	26	503	529	13

(5) 骨髄バンク推進事業

年次別登録者の推移

登録者数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男	2	0	0	6	21
女	1	0	1	1	14
計	3	0	1	7	35

1 4 食品衛生

(1) 食品衛生関係許可件数、営業届出施設数

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品衛生法および和歌山県食品衛生監視計画に基づき飲食店等許可および届出施設に監視指導を行っている。

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、従来届出営業であった、野菜漬物や魚介類乾製品の製造が新たな許可業種となり、包装済み食肉（魚介類）や乳類の販売等は届出となる等の再編成が行われた。

食品関係営業施設は、令和6年3月末現在603施設である。

食中毒予防対策としては、通常の監視指導のほか、食品衛生月間事業、食品衛生協会の中核組織である

食品衛生指導員による巡回指導などを通じて業者の指導を行い、又、製造業、大規模小売店舗、旅館、仕出し弁当業者などに対しては、夏期及び年末に重点的に監視指導している。

	食品営業許可施設数 (令和6年3月31日現在)			令和5年4月～令和6年3月			
	古座川町	串本町	総数	営業許可件数			監視数
				更新	新規	廃業	
飲食店営業	30	252	282	0	39	20	187
飲食店営業（露店・移動販売車）	8	16	24	0	3	3	3
食肉販売業	3	10	13	0	1	0	26
魚介類販売業	4	21	25	0	2	0	31
魚介類競り売り営業	0	6	6	0	0	0	0
乳処理業	0	1	1	0	0	0	1
食肉処理業	2	0	2	0	1	0	3
菓子製造業	14	41	55	0	10	4	38
アイスクリーム類製造業	1	4	5	0	1	0	5
清涼飲料水製造業	2	4	6	0	1	0	6
水産製品製造業※	2	12	14	0	3	0	29
氷雪製造業	0	1	1	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業※	0	1	1	0	0	0	1
そうざい製造業	5	20	25	0	3	2	38
冷凍食品製造業※	1	1	2	0	2	0	1
食品の冷凍又は冷蔵業	0	2	2	0	0	0	0
漬物製造業※	1	6	7	0	4	0	7
密封包装食品製造業※	3	0	3	0	1	0	1
かん詰またはびん詰食品製造業	3	1	4	0	0	2	0
食品の小分け業※	0	1	1	0	0	0	0
喫茶店営業	0	3	3	0	0	0	0
合計	79	403	482	0	71	31	374

※改正前の許可の継続は新規許可になります

	営業届出施設 (令和6年3月31日現在)			監視数
	古座川町	串本町	総数	
給食施設 (学校給食施設)	3	1	4	4
給食施設 (病院給食施設)	0	2	2	2
給食施設 (社会福祉施設)	4	7	11	11
給食施設 (事務所・工場)	0	1	1	1
届出営業 (販売・製造)	19	83	102	33
合計	26	95	121	51

(2) フグ処理施設届出状況

フグ毒による食中毒の発生を防止する目的で、和歌山県フグ処理等に関する指導要綱に基づく届出を受理している。

(令和6年3月31日現在)

	一般食堂 レストラン	すし屋	旅館	その他	魚介類 販売業	計
届出施設総数 (件)	3	0	2	0	4	9
処理者数 (人)	3	0	2	0	4	9

(3) 食中毒発生状況

区分	年次	平成31年4月 ～ 令和2年3月	令和2年4月 ～ 令和3年3月	令和3年4月 ～ 令和4年3月	令和4年4月 ～ 令和5年3月	令和5年4月 ～ 令和6年3月
	発生件数		0	0	0	0
総患者数		0	0	0	0	0
原因施設		—	—	—	—	—
総患者数		—	—	—	—	—

(4) 食品関係営業者衛生講習会

管内は観光地であるため営業者の自主管理体制の一層の確立と、食品衛生責任者や食品関係従事者の食品衛生知識の向上を図る目的で、講習会を実施している。また食品衛生法施行条例の規定に基づく食品衛生責任者に対し、和歌山県食品衛生責任者設置要綱に基づく養成講習会の講師として講習している。

区分	令和4年4月～令和5年3月		令和5年4月～令和6年3月	
	回数	延人数	回数	延人数
管内	8	130	5	93

(5) 食品表示に係る相談

食品製造事業者等からの食品表示に関する相談を受け付け、助言及び指導を行っている。令和5年度の食品表示相談件数を下表に示す。

相談者内訳	事業者	消費者	印刷業者	その他
延べ件数	17	0	0	0

1 5 狂犬病予防及び動物の愛護管理

この事業は狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、狂犬病発生の予防とまん延を防止および「人と動物が共生する潤いのある社会」をめざし、動物愛護思想の普及啓発に取り組んでいる。

事業内容としては、平成12年4月に開設された和歌山県動物愛護センターと連携をはかりながら、犬の登録および狂犬病予防注射にかかる指導、動物の苦情・相談および適正飼育にかかる指導、動物愛護や適正飼養に関する知識の普及啓発、動物取扱業についての登録事務や施設に対する調査・指導助言等を実施している。

また、猫の処分頭数と野良猫による苦情を減らすため、平成28年度から「地域猫対策」支援として、地域猫対策計画を認定し、その実施者に対して不妊去勢手術費用の助成等のサポートを実施している。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の推移

(令和5年度)

	新規登録頭数	年度末登録頭数	狂犬病予防注射済票交付数
古座川町	12	208	175
串本町	22	598	378
合計	34	806	594

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末登録頭数	993	958	906	867	806
狂犬病予防注射済票交付数	734	791	661	618	549

(注) 1) 平成7年4月より犬の登録については、生涯1登録制に改正された。

2) 平成12年4月より狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録予防注射の実施事務は市町村に移譲された。

(2) 苦情・相談件数

(令和5年度) (件)

	抑留	犬の放し飼い	鳴き声	田畑荒らし	糞尿	恐怖	所有者引取り	拾得者引取り	負傷動物収容	迷い犬・猫	失踪問合せ	飼育指導	咬傷事故	遺棄	虐待	餌やり行為	その他	合計
犬	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	2	0	1	0	0	10
猫			0	0	0	0	3	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	0	0	3	4	0	2	3	0	2	0	1	0	0	17

(3) 動物の収容及び措置状況

(令和5年度) (頭・匹)

	収容状況						措置状況					
	保護	引取り		負傷 収容	処分 依頼	合計	返 還	引取り 取下げ	自然 死	致死 処分	動物愛護セ ンター搬送	合計
		所有者	拾得者									
犬	1	0	2	0	0	3	2	0	0	0	1	9
猫		0	3	0	0	3	0	0	0	0	3	9
その他				0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	5	0	0	6	2	0	0	0	4	18

(4) 動物取扱業登録施設

(令和6年3月31日現在)

	第一種動物取扱業							
	施設数	業種数						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	その他	合計
古座川町	0	0	0	0	0	0	0	0
串本町	14	5	7	0	0	2	0	14
合計	14	5	7	0	0	2	0	14

(5) 地域猫支援状況

(令和5年度)

	地域猫対策支援承認地域 (施設)	地域猫数 (匹)
古座川町	6	91
串本町	29	342
合計	35	433

16 生活衛生

生活衛生営業種目とは、旅館、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等である。これらの施設については定期的に施設の衛生状況、健康管理状況等の監視指導を行っている。

(1) 生活衛生関係施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		施 設 数			
		古座川町	串本町	計	
営 業 関 係 施 設	理容所	5	31	36	
	美容所	7	56	63	
	クリーニング所	取次所	0	8	8
		取次所	0	1	1
	旅館業	旅館・ホテル	2	19	21
		簡易宿所	13	59	72
		下 宿	0	0	0
	公衆浴場	公衆浴場	1	6	7
		その他	1	6	7
		興行場	0	0	0
特定建築物		0	4	4	

*特定建築物とは、ホテル、学校、共同住宅等の相当程度の規模を有する建築物で、その維持管理について、環境衛生上、特に配慮が必要なものをいう。

(2) 温泉状況

(令和6年3月31日現在)

町別	古座川町	串本町	計
泉質			
合 計	6	20	26
単 純 温 泉	1	6	7
塩 化 物 泉	1	6	7
硫 黄 泉	4	8	12

(3) 水道関係

近年、生活様式の近代化が進み、水の使用量は増加の一途にあり、その対策として良質で豊富な水源の確保、水道施設の整備が重要である。また、老朽化した施設等も増えており、施設更新も必要となってきている。

各水道施設の維持管理については、各町による水質の定期検査及び保健所による年2回の立入調査を行い指導している。また、簡易専用水道に対しても定期検査を実施している。

ア 水道普及率及び施設数

(令和6年3月31日現在)

町名		古座川町	串本町	計
項目				
	行政区域内人口	2,346	14,144	16,490
	水道施設数計	6	1	7
	計画給水人口計	1,020	21,460 (古座川町の一部を含む)	22,480
	現在給水人口計	862	14,760 (古座川町の一部を含む)	15,622
	水道普及率 (%)	64.0 (串本町からの給水含む)	100	95
上水道	施設数	(1)	1	1
	計画給水人口	(21,460) (串本町上水道からの供給)	21,460 (古座川町の一部を含む)	21,460
	現在給水人口	(14,760) (串本町上水道からの供給)	14,760 (古座川町の一部を含む)	14,760
簡易水道	施設数	6	0	6
	計画給水人口	1,020	0	1,020
	現在給水人口	862	0	862
用水供給		0	0	0

(※各町からの報告)

上水道：計画給水人口5,001人以上の事業

簡易水道：計画給水人口101人以上5,000人以下の事業

専用水道：101人以上の寄宿舍等居住に必要な水を供給する自家用水道、管内には該当なし

*上水道の箇所数（ ）について、古座川町の一部地域は串本町から給水を受けている。

イ 簡易専用水道設置施設数

(令和6年3月31日現在)

町名	古座川町	串本町	計
受水槽 容積 (V)			
計	1	13	14
10 < V ≤ 20m ³	0	4	4
20 < V ≤ 40m ³	1	6	7
40 < V ≤ 60m ³	0	1	1
60 < V ≤ 80m ³	0	1	1
80 < V ≤ 100m ³	0	0	0
100 < V m ³	0	1	1

1 7 生活環境整備

(1) し尿処理施設

古座川町及び串本町では、し尿処理の広域化を図っています。現在、両町のし尿は平成 26 年 4 月に共用開始された「池野山環境衛生センター」で処理されており、本施設の運営・管理は串本町古座川町衛生施設事務組合が行っています。

管内のし尿処理施設

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

設置主体	施設名称	所在地	能力	備考
串本町古座川町 衛生施設事務組合	池野山環境衛生 センター	古座川町池野山 577-1	45 kL/日	平成 26 年 4 月 供用開始

(2) 浄化槽

和歌山県の汚水処理人口普及率は、令和 5 年度末（環境省、国土交通省、農林水産省による取りまとめより）において 70.7%（管内では古座川町 53.3%、串本町 54.4%）であり、全国平均の 93.3%に比べ、かなり低い状況にあります。

そのため、古座川町や串本町では、循環型社会形成推進交付金（国庫補助）を用いて、合併処理浄化槽の設置時に補助を行っています。

浄化槽を適切に管理する上で、重要な役割を受け持つ保守点検業者及び清掃業者の数は近年大きな増減はないものの、ゆるやかな減少傾向にあります。

① 循環型社会形成推進交付金の交付状況内容と処理の状況

(令和 5 年度)

町名	補助対象基数	補助金受入額	備考
古座川町	5	265,000 円	補助対象基数のうち 高度処理浄化槽の基数 0 基
串本町	51	7,931,000 円	補助対象基数のうち 高度処理浄化槽の基数 0 基

② 浄化槽保守点検業者・清掃業者登録状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

町名	浄化槽保守点検業者数	浄化槽清掃業者数	合計
古座川町	1	2	3
串本町	5	4	9

(3) ごみ処理施設

宝嶋クリーンセンターは、古座川町及び串本町より収集される一般廃棄物を処理する施設として、平成 18 年 3 月に竣工しました。

ごみは 850℃以上の高温で焼却され、発生する排ガスは冷却・熱回収の過程を経て、170℃に減温後、有害ガス除去装置とろ過集じん機を通じて煙突から排出されています。また、灰は固形化設備に搬送され、排水は施設内で再利用し、外部には排出されない仕組みになっている等、処理後の安全管理や公害防止対策も徹底されています。

古座川町と串本町には、それぞれ不燃物を埋め立てる最終処分場がありましたが、古座川町最終処分場はここ数年、廃棄物を受け入れておらず、廃止を予定しています。また、串本町最終処分場は平成 26 年度末に埋立を終了しました。

管内のごみ処理施設の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

設置主体	施設名称	所在地	処分方法	能力	備考
串本町古座川町 衛生施設事務組合	宝嶋クリーン センター	串本町 田原	焼却	30 t/日	

古座川町	古座川町 最終処分場	古座川町 楠	埋立		廃止予定
串本町	串本町 最終処分場	串本町 田並	埋立		埋立終了

(4) 産業廃棄物

管内の産業廃棄物処理業許可件数

(令和6年3月31日現在)

町名	収集運搬業者	処分業	合計
古座川町	2	0	2
串本町	23	2	25

(5) 一般廃棄物の排出及び処理の状況 (令和4年度)

町名	総人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	ごみ処理量 (t)			中間処理後 再生利用量 (t)	最終 処分量 (t)
			直接 焼却	直接 最終処分	資源化等 中間処理		
古座川町	2,461	792	554	0	238	193	75
串本町	14,792	5,826	4,544	0	1,282	965	750

※ 環境省・一般廃棄物処理実態調査結果より

18 公害

(1) 公害苦情件数の推移

公害苦情の件数は過去5年間、若干のばらつきはあるものの、ほぼ横ばい状態にあります。

年度別・管内町別 公害苦情処理件数の推移 (令和6年3月31日現在)

年度	町名		合計 (件)
	古座川町 (件)	串本町 (件)	
R元年度	4	3	7
R2年度	3	8	11
R3年度	2	5	7
R4年度	4	5	9
R5年度	2	5	7

(2) 公害苦情の内容と処理の状況

近年の苦情は、野焼きに伴う煙や悪臭によるもののほか、農業残渣を田畑の一角で焼却したところ、煙が近隣の民家へ流れ込む事例などがあります。

農林漁業の残渣を焼却することは、例外的に認められていますが、他人に迷惑を掛けないことが前提となっています。

令和5年度 町別公害苦情の内容と処理の状況 (令和6年3月31日現在)

区分		町名		合計 (件)
		古座川町 (件)	串本町 (件)	
苦 情 内 訳	大気汚染	0	1	1
	水質汚濁	0	0	0
	騒音・振動	0	0	0
	その他	2	4	6
合計		2	5	7
処理数		2	5	7
翌年度繰越		0	0	0

19 自然公園

管内自然公園一覧

公園名	関係町
吉野熊野国立公園	串本町
古座川県立自然公園	古座川町
大塔山県立自然公園	古座川町

※ 令和2年5月7日に大塔山県立自然公園が新規に指定されました。それに伴い、古座川県立自然公園の一部が大塔山県立自然公園に編入されました。

(1) 目的

県内にある自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としている。

(2) 自然公園許認可事務窓口

- ・ 国立公園 環境省近畿地方環境事務所吉野熊野国立公園管理事務所
- ・ 県立自然公園 県（健康福祉部）

(3) 自然公園許認可事務

自然公園内では、工作物の新築・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更、広告物の設置等風致景観に影響を及ぼす行為について、許可、届出が必要となり、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき審査し、許可するかどうかの判断を行う。

なお、他法令（建築基準法、森林法、農地法等）との関係もあるので、他機関との合議が必要な場合もある。

また、行為の規模に応じ振興局での許可か県庁での許可かは、地方機関事務決裁規定に基づいて処理する。

審査にあたり、現地確認や聞き取り調査等が必要になる場合もある。

(4) 和歌山県自然公園指導員

県及び市町村に協力して、自然公園を巡回し、情報収集及び報告、利用者への助言・指導、自然保護活動を行う者をいう。

自然公園で活動している団体若しくは市町村長の推薦を受けた者又は第2種自然保護監視員の経験者から知事が選任する。

20 鳥獣保護管理

(1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護区が設定されており、保護区内では鳥獣の捕獲が禁止されている。

鳥獣保護区特別保護地区は、上記鳥獣保護区内に指定された区域で、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うには、環境大臣又は都道府県の許可が必要となるが、管内には特別保護地区はない。

鳥獣保護区の状況

名称	市町村	期間	面積 (ha)
大島鳥獣保護区	串本町	令和 11 年 10 月 31 日まで	12
大塔山系鳥獣保護区	古座川町	令和 11 年 10 月 31 日まで	2689 (田辺市を含む)
潮岬鳥獣保護区	串本町	令和 12 年 10 月 31 日まで	25

(2) 特定猟具（銃）使用禁止区域

法定猟具のうち、銃器や危険性の高いわなについて、事故を未然に防止するため、その使用を禁止しておくことが適当な地域。

名称	市町村	期間	面積 (ha)
古座特定猟具（銃）使用禁止区域	串本町	令和 15 年 10 月 31 日まで	720

(3) 非狩猟鳥獣の捕獲及び飼養規制

非狩猟鳥獣は、原則として捕獲することができないが、飼養の目的で捕獲する場合は県知事の捕獲許可が必要である。ただし、希少鳥獣を捕獲する場合は、環境大臣の許可が必要である。

※愛がん飼養目的の捕獲に対する許可は、メジロ 1 種類のみ認められている。ただし、知事が特別の事由があると認める場合に限ることとし、原則、許可しない。なお、今後廃止の方向で検討されている。

- ・飼養登録票（市町村が発行）の有効期間は発行の日から 1 年。
- ・繁殖期間中（4 月、5 月、6 月）の捕獲は許可しない。
- ・許可期間（県知事が発行）は 1 ヶ月以内。
- ・飼養のための捕獲の許可は 1 世帯 1 羽とし、飼養許可に係る鳥獣を飼養している場合には許可しない。

(4) 鳥獣保護管理員

任用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

2 名委嘱されている。

鳥獣保護管理員の勤務について週 1 日で 1 日あたり 4 時間。

毎月の勤務報告を、翌月 1 日までに振興局長あて報告する。

(5) 鳥獣害に対する県の体制

区分		本庁	振興局
農林水産物被害に係る有害鳥獣捕獲及び狩猟に関すること		農業環境・鳥獣害対策室	農業水産振興課
生活環境被害等に係る有害鳥獣捕獲に関すること 野生鳥獣の保護等に関すること		自然環境室	保健環境課
被害に関すること	農業 林業 漁業	農業環境・鳥獣害対策室 森林整備課 資源管理課	農業水産振興課 林務課 農業水産振興課

なお、有害鳥獣捕獲に関する許可権限は市町村長に委譲している。

